

平成 25 年度実施
大学機関別認証評価
評価報告書

沖縄県立芸術大学

平成 26 年 3 月

独立行政法人大学評価・学位授与機構

目 次

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について	1
I 認証評価結果	5
II 基準ごとの評価	6
基準1 大学の目的	6
基準2 教育研究組織	8
基準3 教員及び教育支援者	11
基準4 学生の受入	14
基準5 教育内容及び方法	17
基準6 学習成果	28
基準7 施設・設備及び学生支援	30
基準8 教育の内部質保証システム	35
基準9 財務基盤及び管理運営	38
基準10 教育情報等の公表	42
<参 考>	43
i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）	45
ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）	46

独立行政法人大学評価・学位授与機構が実施した大学機関別認証評価について

1 評価の目的

独立行政法人大学評価・学位授与機構（以下「機構」という。）は、国・公・私立大学からの求めに応じて、大学（短期大学を除く。）の教育研究活動等の総合的な状況に関する評価（以下「大学機関別認証評価」という。）を、平成17年度から実施しています。この大学機関別認証評価は、我が国の大学の教育研究水準の維持及び向上を図るとともに、その个性的で多様な発展に資するよう、以下のことを目的として行いました。

- (1) 大学機関別認証評価に関して、機構が定める大学評価基準（以下「大学評価基準」という。）に基づいて、大学を定期的に評価することにより、大学の教育研究活動等の質を保証すること。
- (2) 評価結果を各大学にフィードバックすることにより、各大学の教育研究活動等の改善に役立てること。
- (3) 大学の教育研究活動等の状況を明らかにし、それを社会に示すことにより、公共的な機関として大学が設置・運営されていることについて、広く国民の理解と支持が得られるよう支援・促進していくこと。

2 評価のスケジュール

機構は、国・公・私立大学の関係者に対し、大学機関別認証評価の仕組み・方法等についての説明会、自己評価書の作成方法等について研修会を開催した上で、大学からの申請を受け付け、自己評価書の提出を受けた後、評価を開始しました。

自己評価書提出後の評価は、次のとおり実施しました。

25年7月	書面調査の実施
8月	評価部会（注1）、財務専門部会（注2）の開催（書面調査による分析結果の整理、訪問調査での確認事項及び訪問調査での役割分担の決定）
10月～11月	訪問調査の実施（書面調査では確認できなかった事項等を中心に対象大学の状況を調査）
12月	評価部会、財務専門部会の開催（評価結果（原案）の作成）
26年1月	評価委員会（注3）の開催（評価結果（案）の取りまとめ） 評価結果（案）を対象大学に通知
3月	評価委員会の開催（評価結果の確定）

（注1）評価部会・・・大学機関別認証評価委員会評価部会

（注2）財務専門部会・・・大学機関別認証評価委員会財務専門部会

（注3）評価委員会・・・大学機関別認証評価委員会

3 大学機関別認証評価委員会委員及び専門委員（平成26年3月現在）

(1) 大学機関別認証評価委員会

飯野正子	津田塾大学名誉教授・前学長
一井眞比古	国立大学協会専務理事
稲垣卓	福山市立大学学長
尾池和夫	京都造形芸術大学学長
大塚雄作	京都大学高等教育研究開発推進センター長
荻上紘一	大妻女子大学学長
梶谷誠	電気通信大学学長
片山英治	野村證券株式会社主任研究員
金川克子	前 神戸市看護大学学長
川嶋太津夫	大阪大学教授
下條文武	前 新潟大学学長
郷通子	情報・システム研究機構理事
河野通方	大学評価・学位授与機構教授
児玉隆夫	帝塚山学院学院長
小間篤	秋田県立大学理事長・学長
齋藤八重子	元 東京都立九段高等学校長
○佐藤東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
鈴木賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
鈴木典比古	国際教養大学理事長・学長
土屋俊	大学評価・学位授与機構教授
中島恭一	富山国際大学学長
ハス エーゲン・マルクス	南山学園理事長
福田康一郎	医療系大学間共用試験実施評価機構副理事長
前田早苗	千葉大学教授
矢田俊文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
柳澤康信	愛媛大学学長
山本進一	岡山大学理事・副学長
◎吉川弘之	科学技術振興機構研究開発戦略センター長

※ ◎は委員長、○は副委員長

(2) 大学機関別認証評価委員会運営小委員会

萩 上 紘 一	大妻女子大学長
梶 谷 誠	電気通信大学長
小 間 篤	秋田県立大学理事長・学長
児 玉 隆 夫	帝塚山学院学院長
◎ 鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授

※ ◎は主査

(3) 大学機関別認証評価委員会評価部会

(第4部会)

○ 稲 垣 卓	福山市立大学長
○ 岡 本 靖 正	元 東京学芸大学長
栗 原 裕	大妻女子大学副学長
鈴 木 賢次郎	大学評価・学位授与機構評価研究主幹
土 屋 俊	大学評価・学位授与機構教授
長 谷 高 史	愛知県立芸術大学名誉教授
野 口 裕 二	東京学芸大学副学長
○ 村 田 隆 紀	元 京都教育大学長
◎ 矢 田 俊 文	九州大学名誉教授・北九州市立大学名誉教授
湯 川 嘉津美	上智大学教授
渡 邊 健 二	東京芸術大学理事

※ ◎は部会長、○は副部会長

(4) 大学機関別認証評価委員会財務専門部会

◎ 梅 田 源 一	公認会計士、税理士
梶 谷 誠	電気通信大学長
○ 佐 藤 東洋士	桜美林学園理事長・桜美林大学総長
宮 直 仁	公認会計士、税理士

※ ◎は部会長、○は副部会長

4 本評価報告書の内容

(1) 「Ⅰ 認証評価結果」

「Ⅰ 認証評価結果」では、「Ⅱ 基準ごとの評価」において基準1から基準10のすべての基準を満たしている場合に当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていると判断し、その旨を記述しています。なお、一つでも満たしていない基準がある場合には、当該大学全体として機構の定める大学評価基準を満たしていないと判断し、その旨及び、「満たしていない基準及び根拠・理由」を記述しています。

また、対象大学の目的に照らして、「優れた点」、「改善を要する点」等がある場合には、それらの中から主なものを抽出し、上記結果と併せて記述しています。

(2) 「Ⅱ 基準ごとの評価」

「Ⅱ 基準ごとの評価」では、基準1から基準10において、当該基準を満たしているかどうかの「評価結果」及び、その「評価結果の根拠・理由」を記述しています。加えて、取組が優れていると判断される場合や、改善の必要が認められる場合等には、それらを「優れた点」、「更なる向上が期待される点」及び「改善を要する点」として、それぞれの基準ごとに記述しています。

(※ 評価結果の確定前に対象大学に通知した評価結果(案)の内容等に対し、意見の申立てがあった場合には、「Ⅲ 意見の申立て及びその対応」として、当該申立ての内容を転載するとともに、その対応を記述することとしています。)

(3) 「参考」

「参考」では、対象大学から提出された自己評価書に記載されている「i 現況及び特徴」、「ii 目的」を転載しています。

5 本評価報告書の公表

本報告書は、対象大学及びその設置者に提供するとともに、文部科学大臣に報告します。また、対象大学すべての評価結果を取りまとめ、「平成25年度大学機関別認証評価実施結果報告」として、印刷物の刊行及びウェブサイト (<http://www.niad.ac.jp/>) への掲載等により、広く社会に公表します。

I 認証評価結果

沖縄県立芸術大学は、大学設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学評価・学位授与機構が定める大学評価基準を満たしている。

主な優れた点として、次のことが挙げられる。

- 音楽学部琉球芸能専攻及び音楽芸術研究科舞台芸術専攻（琉球古典音楽専修、琉球舞踊組踊専修）は、沖縄の伝統音楽、芸能を教育研究する専攻組織であり、「沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造」及び「それらを担う人材の育成」という建学の理念を具現化している。
- 音楽学部及び音楽芸術研究科において、学内公開される専門実技試験の際に、各試験官の個別講評と採点結果を明示し、客観性が担保されている。
- 平成22年度の包括外部監査の結果に関する報告書によれば、「世界無形文化遺産「組踊」の若い伝承者の大半が県立芸大の出身者であるなど、芸大が輩出した人材が芸術文化の継承・振興・発展に係る活動に数多く関わっている」とされている。

主な改善を要する点として、次のことが挙げられる。

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。
- 大学院課程の履修規程が整備されていない。

Ⅱ 基準ごとの評価

基準1 大学の目的

1-1 大学の目的（使命、教育研究活動を展開する上での基本的な方針、達成しようとしている基本的な成果等）が明確に定められており、その内容が学校教育法に規定されている、大学一般に求められる目的に適合するものであること。

【評価結果】

基準1を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

1-1-① 大学の目的（学部、学科又は課程等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第83条に規定された、大学一般に求められる目的に適合しているか。

「沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造」、そして「それらを担う人材の育成」を建学の理念として掲げ、その下で目的を「広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論及び歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする」と学則で定めている。

美術工芸学部は、学科ごとの目的は規則等に規定していないが、学部の目的を「伝統芸術文化の継承と創造的芸術の表現を専門的かつ横断的に教授研究して、優れた芸術家をはじめとする社会的に活躍できる人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする」と定めている。

音楽学部は、「音楽・芸能に関する専門的技術及び諸理論を教授研究して、音楽・芸能の分野における知識、技術、表現力及び他者との協働により社会に対して汎用化できる能力を備えた人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする」と定めている。

これらのことから、目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学一般に求められる目的に適合していると判断する。

1-1-② 大学院を有する大学においては、大学院の目的（研究科又は専攻等の目的を含む。）が、学則等に明確に定められ、その目的が、学校教育法第99条に規定された、大学院一般に求められる目的に適合しているか。

大学院の目的については、大学院学則において、「建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与すること」と定めている。

また、造形芸術研究科については、「造形芸術分野における深い学識の涵養及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与することを目的とする」と定めている。

音楽芸術研究科については、「音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする」と定めている。

後期博士課程の芸術文化学研究科については、「実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな識見及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする」と定めている。

これらのことから、大学院の目的が明確に定められ、その目的が、学校教育法に規定された大学院一般

に求められる目的に適合していると判断する。

以上の内容を総合し、「基準1を満たしている。」と判断する。

基準 2 教育研究組織

- 2-1 教育研究に係る基本的な組織構成（学部及びその学科、研究科及びその専攻、その他の組織並びに教養教育の実施体制）が、大学の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 2 を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

2-1-① 学部及びその学科の構成（学部、学科以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、学士課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

以下の2学部から構成されている。

- ・ 美術工芸学部（2学科：美術学科、デザイン工芸学科）
- ・ 音楽学部（1学科：音楽学科）

美術工芸学部美術学科は、絵画専攻、彫刻専攻、芸術学専攻で構成され、デザイン工芸学科は、デザイン専攻と工芸専攻で構成されている。

音楽学部では、音楽学科の中に声楽、器楽、音楽学、琉球芸能の4専攻が設置されている。琉球芸能専攻は、沖縄の伝統音楽、芸能を教育研究する専攻組織である。

これらのことから、学部及びその学科・課程の構成が目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-② 教養教育の体制が適切に整備されているか。

教養科目の課程は、全学教育センターによって運営されている。平成23年度に設置された同センターは、教養教育や資格課程（教職課程・博物館学課程）の実施及び研究・開発に全学的に取り組んでいる。センター長に学生部長をもって充て、副センター長はセンター長がセンター所属教員の中から指名する。センター所属教員は教養教育を主務とするセンター専任教員5人、教職課程を主務とするセンター専任教員2人、博物館学課程を担当する教員1人、美術工芸学部及び音楽学部において専門科目を担当する教員各3人、附属研究所教員1人の計15人で組織されている。これにより、専門教育の教育活動と連携し、全学の教育を有機的に関連させた教養教育の体制となっている。

これらのことから、教養教育の体制が適切に整備されていると判断する。

2-1-③ 研究科及びその専攻の構成（研究科、専攻以外の基本的組織を設置している場合には、その構成）が、大学院課程における教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

以下の3研究科から構成されている。

- ・ 造形芸術研究科（修士課程3専攻：生活造形専攻、環境造形専攻、比較芸術学専攻）
- ・ 音楽芸術研究科（修士課程3専攻：舞台芸術専攻、演奏芸術専攻、音楽学専攻）
- ・ 芸術文化学研究科（後期博士課程1専攻：芸術文化学専攻）

芸術文化学研究科（後期博士課程）は、比較芸術学研究領域、民族音楽学研究領域及び芸術表現研究領域（平成25年度より新設）で構成され、より高度な研究の場を提供している。

このことから、研究科及びその専攻の構成が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-1-④ 専攻科、別科を設置している場合には、その構成が教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

該当なし

2-1-⑤ 附属施設、センター等が、教育研究の目的を達成する上で適切なものとなっているか。

教育研究に必要な施設として、附属図書・芸術資料館、奏楽堂、全学教育センター、美術工芸学部・共通造形センターを設置している。

附属図書・芸術資料館は、沖縄及びアジア諸国の芸術関係図書を重点的に収集・保存するとともに、芸術資料を収蔵している。また、同館の特別コレクションとして、「鎌倉芳太郎琉球芸術調査資料」及び「岡村吉右衛門コレクション」を有している。同館内には、展示室(3室)があり、教員、学生等による企画展が毎年度30回以上催され、芸術表現の場としても活用されている。

奏楽堂は、客席390席のホールを中心として、合奏室、講義室、録音スタジオ等を備え、音楽教育に重要な役割を担っており、コンサートを主目的としながらも、伝統芸能部門の研究発表にも対応可能な設備を備えている。また、音楽学部の基本施設として、音楽実技の総合実習、教育研究成果の発表、演奏会活動等の場として、不可欠の施設となっているとともに、地域社会の芸術文化活動に有効利用されている。

全学教育センターは、教養教育、資格課程(教職課程・博物館学課程)教育を実施するために設置されている。

美術工芸学部・共通造形センターは、造形芸術における表現領域の広がりや重なりを視野に入れ、専門枠にとらわれない教育機会を提供するための横断組織として設置されている。同センターは、美術工芸学部共通科目の「造形基礎」、自由科目、卒業・修了作品展等のコーディネートをはじめ、写真工房等(5工房)を運用している。

これらのことから、附属施設、センター等が、目的を達成する上で適切なものとなっていると判断する。

2-2-① 教授会等が、教育活動に係る重要事項を審議するための必要な活動を行っているか。

また、教育課程や教育方法等を検討する教務委員会等の組織が、適切に構成されており、必要な活動を行っているか。

学長を議長とし、学部長、研究科長、その他学部の代表、附属図書・芸術資料館長、附属研究所長、学生部長、事務局長から構成される評議会を設置し、教育研究上の重要事項を審議することとしており、審議する項目には、教員組織、学生組織、学生の身分等に係る事項が含まれ、定期的開催されている。

教授会は、学則の規定により各学部及び附属研究所に設置され、各々の教授会規程に基づき審議している。教授会の構成員は、学部長及び研究所長をはじめ、所属する専任教員全員(助教・助手を除く)により組織され、毎月1回(8月を除く)定例的に開催し、教員人事を含む教育活動等学部運営に係る重要事項を審議している。平成24年度の教授会開催回数は、美術工芸学部13回、音楽学部14回、附属研究所11回である。

教務関係では、教授会の下に専攻ごとに選出された委員で組織する教務委員会(美術工芸学部)及び教務・学生委員会(音楽学部)が置かれ、教育計画及び履修に関する事項を審議している。また、教育計画及び履修に関し、全学的な調整を必要とする事項を審議するため、大学教務委員会を置いている。

なお、教育活動の向上及び改善に関して、組織的に検討を行い、その質的充実を図ることを目的として、ファカルティ・ディベロップメント委員会（以下「FD委員会」という。）が平成20年度に設置されている。同委員会は、学長、学部長、研究科長等で組織され、教育力向上及び教育活動改善の方策等について審議している。

また、3つの研究科には大学院学則により、研究科委員会が設置され、各々の研究科規程に基づき審議している。委員会は、研究科長ほか研究科を担当する教授等によって組織され、教育活動等研究科運営に係る重要事項を審議しており、平成24年度の研究科委員会開催回数は、造形芸術研究科12回、音楽芸術研究科13回、芸術文化科学研究科6回である。また、日常的な研究科運営のため各研究科に運営委員会を置いている。他方、全学の大学院の運営に関する事項を審議するため、大学院委員会を置き、平成24年度は2回開催されている。

これらのことから、学部・大学院の教授会・研究科委員会等が必要な活動を行っており、また、教育課程や教育方法等を検討する組織が適切に構成され、必要な活動を行っている と判断する。

以上の内容を総合し、「基準2を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 音楽学部琉球芸能専攻及び音楽芸術研究科舞台芸術専攻（琉球古典音楽専修、琉球舞踊組踊専修）は、沖縄の伝統音楽、芸能を教育研究する専攻組織であり、「沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造」及び「それらを担う人材の育成」という建学の理念を具現化している。

基準3 教員及び教育支援者

- 3-1 教育活動を展開するために必要な教員が適切に配置されていること。
- 3-2 教員の採用及び昇格等に当たって、明確な基準が定められ、適切に運用されていること。また、教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に実施され、教員の資質が適切に維持されていること。
- 3-3 教育活動を展開するために必要な教育支援者の配置や教育補助者の活用が適切に行われていること。

【評価結果】

基準3を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

3-1-① 教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされているか。

教員は、美術工芸学部、音楽学部又は附属研究所のいずれかに所属している。

美術工芸学部は美術とデザイン工芸の2学科、美術学科は絵画、彫刻、芸術学の3専攻、デザイン工芸学科はデザインと工芸の2専攻で構成されており、学部運営上、専攻を基本単位として専攻主任を置き責任体制を敷くとともに、専攻内での役割分担を図りながら教育研究における連携・協力体制を構築している。学部長は、主任連絡会議を開き学部運営について連携を図っている。

音楽学部は音楽学科のみで、声楽、器楽、音楽学、琉球芸能の4専攻で構成されている。さらに、よりきめ細かい教育を行うために、器楽専攻は、ピアノ、弦楽、管打楽の3コースに、音楽学専攻は、音楽学、作曲の2コースに、琉球芸能専攻は琉球古典音楽と琉球舞踊組踊の2コースに細分化されて構成されている。学部運営上4専攻を基本単位としているが、それぞれに専攻主任、コース主任を置いて責任体制を敷き、専攻・コース内での役割分担を図りながら教育研究における連携・協力体制を構築している。

造形芸術研究科は生活造形、環境造形、比較芸術学の3専攻で構成されており、生活造形専攻は、陶磁器、染織の2専修、環境造形専攻は、デザイン、絵画、彫刻の3専修、比較芸術学専攻は比較芸術学、民族芸術文化学の2専修によって構成されている。研究科の運営は研究科長による責任体制の下、専修主任連絡会議を開き連携を図っている。

音楽芸術研究科は、舞台芸術、演奏芸術、音楽学の3専攻で構成されている。このうち、舞台芸術専攻は、琉球古典音楽、琉球舞踊組踊の2専修、演奏芸術専攻は、声楽、ピアノ、管弦打楽の3専修、音楽学専攻は、音楽学、作曲の2専修によって構成されている。各専攻は主任を置いて組織的な連携体制を構築している。研究科の運営は運営委員会が研究科全体の調整、研究科委員会における議案の立案や整理を行い、研究科の運営について連携を図っている。

芸術文化学研究科は、芸術文化学1専攻の中に、比較芸術学研究、民族音楽学研究、芸術表現研究の3領域で編成され、造形芸術研究科及び音楽芸術研究科担当教員が兼務している。

これらのことから、教員の適切な役割分担の下で、組織的な連携体制が確保され、教育研究に係る責任の所在が明確にされた教員組織編制がなされていると判断する。

3-1-② 学士課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置しているか。

学士課程における平成 25 年度専任教員及び非常勤講師の人数は、専任教員が 67 人、非常勤講師が 232 人となっている。なお、総定員に対する専門教育専任教員一人当たりの学生数は、美術工芸学部 7.9 人、音楽学部 5.9 人である。

平成 25 年度の専任教員の内訳は、美術工芸学部が 33 人で教授 18 人、准教授 9 人、講師 3 人、助教 3 人であり、音楽学部は 27 人で、教授 13 人、准教授 9 人、講師 3 人、助教 2 人となっており、大学設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。教養教育担当の教授 3 人、准教授 1 人、講師 1 人、教職課程担当の教授 1 人、准教授 1 人は、全学教育センター専任教員として所属している。

教育上主要と認める授業科目のうち、約 83%に専任の教授又は准教授を配置している。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-③ 大学院課程において、教育活動を展開するために必要な教員が確保されているか。

造形芸術研究科（修士課程）と音楽芸術研究科（修士課程）、芸術文化学研究科（後期博士課程）が設置されており、美術工芸学部、音楽学部及び附属研究所の教員が兼担している。

造形芸術研究科（修士課程）では、研究指導教員 18 人（うち教授 16 人）と研究指導補助教員 13 人、音楽芸術研究科（修士課程）では、研究指導教員 15 人（うち教授 13 人）と研究指導補助教員 11 人、芸術文化学研究科（後期博士課程）では、研究指導教員 8 人（全員教授）、研究指導補助教員 8 人が配置され、大学院設置基準に定められた必要教員数以上が確保されている。

これらのことから、必要な教員が確保されており、また、教育上主要と認める授業科目には、専任の教授又は准教授を配置していると判断する。

3-1-④ 大学の目的に応じて、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられているか。

教員の採用は、助手も含めて公募制をとっている。ただし、助教及び助手は 3 年の任期制をとっており、1 回限り 1 年以内の再任を可能としている。

教員の男女比はおおよそ 7 : 3 となっている。年齢のバランスは 60 歳以上 25%、50 歳以上 32%、40 歳以上 26%、30 歳以上 13%、20 歳以上 4%となっている。なお、外国人教員が 1 人含まれている。

教員組織の活動をより活性化させるため、平成 19 年度から「沖縄県立芸術大学教育研究支援資金」制度を設けており、教員による全学にまたがる独創的・先駆的なプロジェクトに対して、毎年度 4 件程度の助成がされている。

また、美術工芸学部では、私費による国内外における研修を 2 か月以上 1 年以内で行うことができる申し合わせ事項を定め、平成 20 年度以降に 2 件実施されている。

これらのことから、教員組織の活動をより活性化するための適切な措置が講じられていると判断する。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているか。特に、学士課程においては、教育上の指導能力の評価、また大学院課程においては、教育研究上の指導能力の評価が行われているか。

教員の採用及び昇任の基準については、教員選考基準、教員選考規程、教員採用要綱、教員昇任要綱、教員選考審査要綱で定められている。さらに、教員選考規程等で選考手続き等を定め、これらに基づき審

査している。教員の採用は公募を主体として行っている。

教育上の指導能力及び教育研究上の指導能力を評価する方法に関して明文化はされていないが、実技系教員の採用については、業績書だけではなく、ポートフォリオ、演奏、映像、面接によって総合的に評価し、理論系の教員については、模擬授業を行って評価している。昇任に際しては、専攻ごと、コースごとの教員による総合的評価によっている。

大学院の全教員は、学部と附属研究所を本務とする兼担となっており、学部教員として採用の際に資格を審査している。

なお、当該大学は、沖縄県設置の公立大学であることから教育公務員特例法及び同施行令の適用を受け、各学部及び附属研究所教授会の議に基づき採用候補者を学長に推薦している。教員の採用及び昇任は、これらの手続きを経て学長の申し出に基づき知事が任命している。

これらのことから、教員の採用及び昇任に関しては、採用基準や昇任基準等が明確に定められ、適切に運用がなされているものと判断する。

3-2-2-② 教員の教育及び研究活動等に関する評価が継続的に行われているか。また、その結果把握された事項に対して適切な取組がなされているか。

教員の教育及び研究活動に関する定期的な評価は実施されていないが、研究推進委員会が平成 24 年度に全教員の業績資料を収集し、それに基づいて教員の教育研究に関する評価を行う学内体制の整備を大学評価委員会において行っている。

このことから、教員の教育及び研究活動に関する評価は、平成 25 年度の段階ではその緒についてはいるが、継続的には行われていないと判断する。

3-3-1-① 教育活動を展開するために必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されているか。また、TA等の教育補助者の活用が図られているか。

教務及び学生支援関係事務について、主に教務学生課が担っている。

同課には専任職員 9 人、事務補助嘱託員 2 人、賃金職員 1 人、就職支援アドバイザー 1 人及び保健業務嘱託員 1 人を配置している。また、総務課に国際交流コーディネーター 1 人を配置している。美術工芸学部には助手 3 人、教育補助嘱託員 6 人、技術嘱託員 1 人を配置している。音楽学部には助手 2 人、教育補助嘱託員 3 人を配置している。

美術工芸学部では実技実習科目を進める上で専任教員と連携して担当する非常勤講師の配置、音楽学部では楽器等ごとに専任教員と連携して担当する非常勤講師の配置（両学部合計 36 人）が行われている。

TA制度は平成 18 年度から実施されており、平成 24 年度は 20 人の大学院学生が、担当教員の補助者として、講義、演習、実技、実習等の教育補助業務を行っている。

これらのことから、必要な事務職員、技術職員等の教育支援者が適切に配置されており、TA等の教育補助者の活用が図られていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 3 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 教員の教育研究活動に関する評価が継続的に行われていない。

基準4 学生の受入

- 4-1 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められ、それに沿って、適切な学生の受入が実施されていること。
- 4-2 実入学者数が入学定員と比較して適正な数となっていること。

【評価結果】

基準4を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

4-1-① 入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）が明確に定められているか。

入学者受入方針（アドミッション・ポリシー）の明確化を図るため、平成20年度に定めている。

「将来性のある豊かな芸術的感性を備え、基礎的な表現技術あるいは研究への能力を備えると同時に、さまざまな芸術文化に幅広い興味を持ち、現代社会に向けて新しい芸術創造の営みを発信していく意欲に満ちた学生を求めています。」と求める学生像を明示し、大学案内、入学者選抜要項、学生便覧、大学ウェブサイト等に明示している。

さらに、各学部、各専攻・コース及び各研究科に係る入学者受入方針を定め、求める学生像を定めている。

これらのことから、入学者受入方針が明確に定められていると判断する。

4-1-② 入学者受入方針に沿って、適切な学生の受入方法が採用されているか。

学士課程入学者選抜は一般選抜（前期・後期）及び特別選抜（推薦、社会人）で行っている。一般選抜では大学入試センター試験を課しているが、特別選抜では免除している。

一般選抜の前期日程は美術工芸学部及び音楽学部の全専攻が実施しており、後期日程は美術工芸学部絵画専攻及び彫刻専攻が実施している。

美術工芸学部の個別学力検査は学部及び各専攻の入学者受入方針に基づいて、専攻ごとに実技検査、小論文、面接等を組み合わせた内容になっている。また、デザイン工芸学科のデザイン専攻及び工芸専攻の特別選抜（推薦）では、受験時に入学以前の作品資料等の提出を義務付けている。

音楽学部の個別学力検査は学部及び各専攻・コースの入学者受入方針に基づいて、実技検査（第1次試験）と基礎能力検査（第2次試験）を課しているほか、コースにより初見視奏、小論文等を課している。

特別選抜（推薦）は芸術学専攻、デザイン専攻、工芸専攻、音楽学専攻、琉球芸能専攻が採用している。対象者はいずれの専攻も沖縄県内の高等学校を卒業見込みの者としている。

特別選抜（社会人）は琉球芸能専攻が採用し、募集人員は一般選抜前期日程の募集人員に含むとしている。

造形芸術研究科の生活造形専攻及び環境造形専攻では、実技試験とともに作品提出や面接等の検査を課している。

音楽芸術研究科の舞台芸術専攻及び演奏芸術専攻では、実技試験とともに基礎能力・語学の検査を課している。

その他の専攻は、提出論文等に基づく口述試験・基礎能力・語学の検査を課している。

後期博士課程の芸術文化科学研究科の理論系領域では、提出論文に基づく口述試験・語学の検査を課して

いる。また、実技系領域では、作品提出又は実技試験、小論文・研究計画書の提出、これらに基づく口述試験、語学の検査を課している。

これらのことから、入学者受入方針に沿って適切な学生の受入方法が採用されていると判断する。

4-1-③ 入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されているか。

入学試験は、入学試験管理規程に基づき、学長、各学部長、各研究科長、事務局長、学生部長、各学部・研究科の入学試験委員会委員長等により構成される入学試験管理委員会によって実施される。各学部・研究科はそれぞれに入学試験委員会を設置し、個別試験の体制を整備し、実施している。

各学部・研究科の入学試験委員会は、専攻・コースごとに実技試験の方法を定め、3日間にわたって、それぞれの専門分野の特性に応じた方法によって実施する。各学部・研究科は、合否判定会議を開催し、実技試験を行った専攻・コースごとの判定を基に、センター試験の成績を合わせて合格者案を作成する。入学試験管理委員会は、各学部・研究科が作成した合格者案を審議し、入学者を決定する。

これらのことから、入学者選抜が適切な実施体制により、公正に実施されていると判断する。

4-1-④ 入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てているか。

それぞれの専攻・コースが多様で、入学定員が小規模であり、入学者受入方針が多様になっていることから、入学者の受入に係る検証は、専攻・コースごとに行われており、全学的な体制は設けられていない。

その結果、推薦入試の導入、入試日程の変更及び社会人入試が、専攻・コースごとに検討され、実施されている。

また、平成20年度～22年度にかけて設置された改革推進委員会は「第一次答申」（平成21年度）の中で入学志願者減少への対策についての提言として入試諸制度の改善を取り上げている。また、県内外での進学相談会への積極的な参加や沖縄県内の高等学校における大学説明会の充実を含めて入試広報の強化が推進されている。

これらのことから、全学的な取組は行われていないものの、入学者受入方針に沿った学生の受入が実際に行われているかどうかを検証するための取組が行われており、その結果を入学者選抜の改善に役立てていると判断する。

4-2-① 実入学者数が、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていないか。また、その場合には、これを改善するための取組が行われるなど、入学定員と実入学者数との関係の適正化が図られているか。

平成21～25年度の5年間の入学定員に対する実入学者数の比率の平均は、次のとおりである。

〔学士課程〕

- ・ 美術工芸学部：1.08倍
- ・ 音楽学部：1.02倍

〔修士課程〕

- ・ 造形芸術研究科：1.22倍
- ・ 音楽芸術研究科：0.90倍

〔後期博士課程〕

- ・ 芸術文化学研究科：0.46倍

沖縄県立芸術大学

芸術文化学研究科（後期博士課程）については入学定員充足率が低いですが、平成 25 年度より音楽・舞踊、美術・工芸等の実技系分野からの進学を可能とし、平成 25 年度については 1.00 倍となっている。

これらのことから、入学定員と実入学者数の関係は大学院課程の一部の研究科を除いて適正であると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 4 を満たしている。」と判断する。

【改善を要する点】

- 大学院課程の一部の研究科においては、入学定員充足率が低い。

基準5 教育内容及び方法

(学士課程)

- 5-1 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-2 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等が整備されていること。
 - 5-3 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、卒業認定が適切に実施され、有効なものになっていること。
- (大学院課程（専門職学位課程を含む。))
- 5-4 教育課程の編成・実施方針が明確に定められ、それに基づいて教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切であること。
 - 5-5 教育課程を展開するにふさわしい授業形態、学習指導法等（研究・論文指導を含む。）が整備されていること。
 - 5-6 学位授与方針が明確に定められ、それに照らして、成績評価や単位認定、修了認定が適切に実施され、有効なものになっていること。

【評価結果】

基準5を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

<学士課程>

5-1-1-① 教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）が明確に定められているか。

教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）は、「本学のカリキュラムは、全学年にわたり、専門分野の実技や理論を基礎から高度な内容まで、段階的に履修することを基本に据えています。同時に、さまざまな技術や学問を幅広く自由に学べる環境を整え、学生の多様な個性を尊重しつつ感性を磨き、社会との関係を考え発信していく能力を高める教育を行います。」と定められ、美術工芸学部については、「1年次から専門分野の教育を行い、基礎的な力を養うことから大学院進学につながる高度な内容までを段階的に修得します。

- ・すべての分野に共通し、また専門分野に関連する技術や理論を幅広く身に付ける教育を行います。
- ・さまざまな表現技法を自由に学べる環境を整え、学生の個性を尊重する教育を行います。
- ・多様な現代社会における美術工芸の役割を認識し、地域との連携を図り、社会との関係を学びます。」と定め、音楽学部については、

「主に個人指導による主専攻実技等やそれらを支える関連科目群を4年間にわたって段階的に履修します。専門分野における技術向上とともに、知性あふれるバランスのよい人材育成をめざしています。

- ・基礎的で幅広い音楽的教養を高める科目を配置し、多様化する現代社会に広い視野で臨んでいく能力を育み、個性を伸ばす教育を目指しています。
- ・沖縄県のもつ歴史をふまえ、恒久の地球平和を謳う拠点となるよう、社会との連携を深めます。積極的に社会とのかかわりを学び、芸術活動を通して自らの能力を発揮できる人間教育をめざします。」と定めている。

また、専攻・コースについても教育課程の編成・実施方針が定められている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-1-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

学士課程の卒業生に授与する学位名は学士（芸術）である。

学士課程の教育課程は、両学部とも、教養科目の総合教育科目及び共通教育科目並びに専門教育科目により編成されている。共通教育科目は1、2年次を中心に、総合教育科目、専門教育科目は1～4年次にわたって履修することを原則としている。実技の修得を必要とする授業科目は、専門教育科目として履修することとしている。

総合教育科目と共通教育科目は両学部で共通であり、総合教育科目の中には、人文系、社会系、自然科学系に加えて総合科学系科目を開設している。共通教育科目では、外国語科目、健康・運動科目に加え、芸術を修める者に必要な、芸術諸領域についての理論・歴史にわたる共通基礎科目を配置している。

美術工芸学部の専門教育科目は、必修科目、選択科目及び自由科目で編成されている。必修科目は専門基礎科目及び主要科目、選択科目は専門関連科目である。芸術学専攻以外の各専攻の必修科目は実技系の授業科目を含んでおり、4年間にわたって履修内容が段階的に設定され、卒業要件のうち16単位は全科目から履修可能となっている。

音楽学部の専門教育科目は、各専攻により4年間にわたって履修内容が段階的に設定された必修科目と、選択科目が開設されている。音楽学コース以外では必修科目として実技系科目が含まれる。卒業のために必修科目・選択科目別の履修すべき単位数は、コースによって異なる。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づき実技の修得を目的とする専門教育科目を主軸に教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準は授与する学位名において適切であると判断する。

5-1-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

学則により編入学・転入学、入学前既修得単位認定制度、姉妹校留学制度が定められている。

また、全学的な教育課程の編成において、総合教育科目に「芸術とキャリアデザイン」を開設（平成23年度）したほか、平成25年度から共通教育科目「アートマネジメント概論」を開設した。共通基礎科目（19科目）は各学部の提供により開設している。加えて、学生のニーズに配慮して、博物館学課程は平成22年度から音楽学部学生も履修可能とする体制を整えている。

美術工芸学部では、美術工芸学部・共通造形センターが中心となって、各専攻の協力の下、専門外（他専攻）の技法を修得できる機会を提供している。「写真演習（写真工房／絵画）」、「金属演習（金属工房／彫刻）」、「スクリーン印刷演習（版画工房／デザイン）」等これらの演習科目は開講日を土曜日とし、提供専攻の実習及び受講学生に配慮している。また、デザイン専攻では平成14年度より専門教育科目内に「インターンシップ」を取り入れ実習の一環として認定している。

音楽学部では、必修科目「副科ピアノ」の履修を、学生の希望により4年次まで認めている。また、音楽学部定期公演は、学生（卒業生含む）と教員が共演するとともに、オーケストラ及び室内楽の定期演奏会に先立ち学内オーディションによる選抜を行い、学生の自主性・積極性を伸長する機会を設定しているほか、大学院と連携してアンサンブルの合同授業を行っている。

なお、授業科目の内容において特色を活かした地域連携による実践的授業が継続して行われている。例えば、美術工芸学部のデザイン専攻では、2年次共同研究「ふるさとの特産品開発」（平成15年度～）を

テーマに地域や業界を指定して実践に近い授業を展開している。彫刻専攻では北中城村文化協会との連携活動として、3年次テラコッタ制作の作品を同村内に設置する街づくり支援を、10年間（平成16年度～25年度）を目処に行っている。絵画専攻では平成24年度から授業の一環として「那覇市立病院100点の絵画展示計画」の学生授業作品展示活動を行っている。

音楽学部は、奏楽堂での学内演奏会やオーケストラ定期演奏会のリハーサルを一般公開するとともに、演奏実習の一環として小学校へ出向き、解説やトーク、寸劇等を交えた出張演奏会（ピアノコース）を行うなど実践経験を積ませている。

また、資格課程の充実、インターンシップ等の取組、他専門技法修得講座の開設、他学部への科目提供、大学院修士課程との連携、地域社会と連携した授業内容等が認められる。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-2-① 教育の目的に照らして、講義、演習、実験、実習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

総合教育科目と共通教育科目での授業形態は、オペラ制作や外国語の演習、健康・運動科目の実技を除いてほとんどが講義である。これに対し、専門教育科目は、各学部の教育目的及び各分野の特性に応じ専門実技を中心に講義、演習を組み合わせ、個人又は少人数授業で行っている。また、専門教育科目において実技を必修とする専攻においては、一日の時間帯を午前講義（総合教育科目、共通教育科目等、専門関連科目他）とし、午後は実技（専門教育科目）と位置付け、授業に集中できるよう配慮している。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-2-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されているが、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されていない。しかし、平成24年度大学教務委員会での審議を経て、平成26年度から試験等の期間を除いて15週確保されるよう改善されることが決定されている。

美術工芸学部の専門教育科目（実技）の履修単位は、1単位45時間を設定している。時間割表では午後3コマを充て、年間630時間（14単位）又は690時間（15単位）を課しており、課題制作に継続して専念することを可能とする学習環境を整えている。また、全専攻が学生の要望に応じて放課後及び土曜日の時間外教室使用を認めている。

音楽学部の個人指導による実技授業については、5時間以上の実技をもって1単位とすることが学則で定められている。学生は、学内の練習室を、平日は7時から21時30分、土日・休業日は8時30分から21時に使用することができる。また、学内の教室や合奏室もアンサンブルや伴奏の準備・練習のために学内システムで予約することができる。

美術工芸学部及び音楽学部において、履修単位の上限設定が行われており、原則として一箇学期22単位までとなっている。

学習時間については、実技系の専攻・コースについて個人ごとのばらつきが大きいことから、担当教員が授業外課題等の成果を参考として個別に授業外学習の実施状況を確認するなどにとどまっているが、大学として組織的に把握、検証するために、授業評価実施部会においてその調査方法を検討している。

これらのことから、学習時間の組織的な把握は不十分であるが、単位の実質化への配慮がなされていると判断する。

5-2-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

学士課程におけるシラバスは、美術工芸学部、音楽学部、総合教育・共通教育・教職・博物館の3分冊として編集され学生に配付するとともに、大学ウェブサイトで公開している。

各シラバスには科目ごとに科目コード、科目名、単位数・学期、受講年次（対象）、授業区分、担当教員名、授業概要、授業計画・方法、履修上の留意点、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献等の必要事項が記載されており、教員ごとに多少の精粗が見られるが、全体的には統一されている。しかし、全学的なシラバス作成要領は作成されておらず、成績評価の基準の記載については不統一が認められるなど、改善の余地を残している。

必修となっている実技科目が多く、段階的な履修課程となっていることから、シラバスは、講義科目の選択の際に活用されている。

これらのことから、改善の余地はあるものの、シラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-2-④ 基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われているか。

基礎学力不足の学生に対して専門分野、あるいは科目によって個別の指導及び配慮が見られる。

履修者の多い共通教育科目「英語」では、平成21年度より毎年度プレイスメントテストを実施しクラス分けを行っている。

美術工芸学部では、基本的な造形力（デッサン等）を身に付けていない学生に対しては、専門基礎科目で個別に指導している。

また、音楽学部では、音楽教育の基礎となるソルフェージュ能力が不足している学生に対しても個別指導を行っている。

これらのことから、基礎学力不足の学生への配慮等が組織的に行われていると判断する。

5-2-⑤ 夜間において授業を実施している課程（夜間学部や昼夜開講制（夜間主コース））を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-2-⑥ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクリーニングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-3-① 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）が明確に定められているか。

大学としての学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）において「大学及び各学部の教育理念に沿った専門教育と教養教育を履修し、最終年次における卒業作品又は卒業論文提出あるいは卒業演奏を経て、所定の卒業単位を取得することにより学士（芸術）の学位が授与されます。」と修了要件を定め、「学生は、授業内外での学修活動全体を通じて、コミュニケーション能力、論理的思考、問題解決力などの汎用的基礎

能力を養い、卒業後も社会的責任を認識し自律して学習できる態度を身につけ、これらを総合的に活用し創造的な思考力をもって自らの課題を探索し解決できる能力を培うことが求められます。」と求められる能力を定めている。

大学としての学位授与方針を基本として美術工芸学部は「学生個々の感性とそれぞれの専門分野における造形力や学習能力、知識・技術の深度、卒業後も主体的に研究を継続できる能力等を総合的に評価し、学位を授与します。」、音楽学部は「段階的かつ体系的な学修により涵養されたそれぞれの専門分野における知識や技術、表現力、また他者との協働を通して社会に対して汎用化出来る能力等を総合的に評価し、学位を授与します。」と学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-3-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

具体的な成績評価は、課題作品提出、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況等を総合して優・良・可・不可の4種類の評語により、4段階の評価で行われている。また、総授業時間数の3分の1以上欠席した者は不合格となることとしている。

個別の授業科目については、教員ごとに記載に精粗があるものの、シラバスにおいて到達目標を明記している。

なお、書面調査時点では、明文化された成績評価基準が確認されていなかったが、平成25年12月に明文化されており、「学習目標を十分に達成し、内容が優れている」場合に80~100点、「学習目標を概ね達成している」場合に70~79点、「学習目標を最低限度達成している」場合に60~69点、「学習目標を達成していない」場合に59点以下とすると定めて、大学ウェブサイトにより学生への周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-3-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

美術工芸学部の専門実技の学習成果物は、専攻ごとに展覧会形式で発表され、会場での講評会において複数教員による講評（口頭）と採点を基に、出席等日常の学習態度を勘案して合議により最終評価を行っている。

音楽学部の専門実技の試験は全教員が参加して行われ、学内公開されている。成績評価の際には、専攻・コースの各教員による個別講評及び採点結果が、学生本人に明示されている。

なお、書面調査時点では、成績評価に関する明文化された異議申立て制度が確認されなかったが、平成25年12月に確認され、大学ウェブサイトにより学生への周知を図っている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-3-④ 学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って卒業認定が適切に実施されているか。

学則及び各履修規程に、卒業要件として、4年以上在学し、それぞれの専攻分野に従って定められた総合教育科目、共通教育科目、専門教育科目から最低基準の卒業要件単位を修得することが明記され、学生

に周知を図っている。

卒業認定に当たっては、学籍原簿を基にした判定資料を用いて、予備判定会議（学部教務委員会等）で修得単位数の確認を行ったのち、卒業判定会議（教授会構成員）において判定し、教授会で認定している。

これらのことから、学位授与方針に従って卒業認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、卒業認定が適切に実施されていると判断する。

<大学院課程>

5-4-① 教育課程の編成・実施方針が明確に定められているか。

修士課程の造形芸術研究科、音楽芸術研究科と、後期博士課程の芸術文化学研究科からなり、研究科ごとに大学院学則に従って教育課程の編成・実施方針が定められている。

教育課程の編成・実施方針については、修士課程の各研究科とも学部段階における教養教育と造形芸術分野、音楽芸術分野それぞれの専門的素養の上に立ち、「さらに幅広く深い学識を涵養することを基本に、関連する分野の専門知識を活用できる応用能力を培うなど、それぞれの専門分野における研究能力の一層の向上を図ります。」とした上で、造形芸術研究科では、「将来自立して作家や研究者などの高度の専門的な職業を担うための能力の育成を目指します」、音楽芸術研究科では、「将来自立して音楽家や研究者などの高度の専門的な職業を担うための能力の育成を目指します。」と続けている。

また、後期博士課程である芸術文化学研究科では、「芸術文化についての幅広い見識と、自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を養うような教育を行います。博士論文または博士論文及び研究作品・研究演奏の完成を目標とした研究指導を中心に据え、実技と理論との結びつきを重視し、当該大学ならではの科目である「芸術表現総合比較研究Ⅰ」を必修とし、その他複数の領域の科目を自由に選択するようにしています。」と定めている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針が明確に定められていると判断する。

5-4-② 教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっているか。

授与する学位名は、修士（芸術）及び博士（芸術学）である。

造形芸術研究科では、学生は大学院に設けられているいずれかの研究室に所属し、研究指導教員の指導を受けることを前提に、教育課程の編成・実施方針に基づいて、必修科目である専門の研究を中心に、選択科目を含めて30単位以上を修得し、修士作品又は修士論文を提出した者に対し審査及び最終試験を行い、合格者には修士（芸術）の学位を授与している。

音楽芸術研究科では、学生は大学院に設けられているいずれかの研究室（研究分野）に所属し、研究指導教員の研究指導（修士演奏、論文、作品の指導）を受けることを前提に、教育課程の編成・実施方針に基づいて、大学院学則の教育の目的に合わせて、必修科目である専門の研究を中心に、関連する講義、演習、実技の選択科目を合計30単位以上取得し、必要な研究指導を受けた上、修士論文、修士作品又は修士演奏の審査及び最終試験に合格することが修了要件となっている。修了すれば、学位規程に基づき修士（芸術）の学位が授与される。

芸術文化学研究科においても、学生は大学院に設けられているいずれかの研究室（研究分野）に所属し、研究室所属の研究指導教員及び担当教員の下に3年間にわたって研究指導を受けるとともに、必修科目である「芸術表現総合比較研究Ⅰ」2単位と選択科目2科目8単位以上（合計10単位以上）を修得し、博士論文（芸術表現研究領域では研究作品又は研究演奏を含む）の審査及び最終試験に合格することが修了要

件である。修了すれば、学位規程に基づき博士（芸術学）の学位が授与される。

各研究科の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づいて編成され、各研究科の履修案内若しくは履修便覧によって学生に周知が図られている。なお、研究科の履修規程が整備されていないものの、各研究科の履修要項及び履修要領が大学ウェブサイトにより学生に周知が図られている。

これらのことから、教育課程の編成・実施方針に基づいて、教育課程が体系的に編成されており、その内容、水準が授与される学位名において適切なものになっていると判断する。

5-4-③ 教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮しているか。

造形芸術研究科では、各専修が「課題演習」を開設して、他専修の学生を受け入れている。学生が自己の研究テーマとの関連又は必要に応じて専門領域外の技法等が学べるよう配慮されている。また、学生及び教員参加の展覧会（国内外芸術系大学交流展等）を企画し、一連の活動を授業の一環として位置付け、学生のニーズに答えている。なお、展覧会に併せ国内外芸術大学教授陣の講演会、シンポジウムを開催し一般公開している。

音楽芸術研究科では、選択科目の中に学部開設科目、他研究科開設科目を設け、学部や他研究科の授業科目の履修が可能ないように配慮している。また各専攻において年度ごとに「特殊研究」科目を設定し、カリキュラム化された授業科目を補い、学術の今日的発展動向に対応できるようにしている。また演奏芸術専攻（声楽専修）において「舞台制作研究」、「舞台制作演習」を設け、アートマネジメントへの取組を進めている。さらに、平成24年度入学生より、従来、舞台芸術専攻と演奏芸術専攻において修了要件として修士演奏に付随して提出が義務付けられていた「演奏試論」を「副論文」と改称し、音楽学教員も積極的に指導に関わることで、授与される修士学位の学的水準においてより一層の向上を図っている。また演奏芸術専攻では「協奏曲研究」、「オーケストラ研究」の授業で、学生オーケストラと協奏曲又はオペラ・アリア等を学内演奏会「大学院コンツェルトの夕べ」で演奏し、広く一般公開されている。

芸術文化学研究科では必修科目として「芸術表現総合比較研究Ⅰ」、選択科目として「芸術表現総合比較研究Ⅱ」を置き、個々の学生の研究テーマに対して、学外の専門家を含む複数の教員によるきめ細かな指導ができるよう配慮している。

また、平成25年度より専攻内に「芸術表現研究領域」（造形芸術研究分野、音楽芸術研究分野）を新設し、実技系出身の学生が実技（作品制作、舞台表現）とそれを理論的に支える研究によって学位取得を目指すことができるようになっている。

このように、芸術に特化した取組から、学生の主たる研究は芸術表現活動となるが、その活動に資するための演習科目開設、学生参加の展覧会企画、オーケストラとの共演、シンポジウム、講演会の開催等を行うことで、学生の多様なニーズに配慮している。

これらのことから、教育課程の編成又は授業科目の内容において、学生の多様なニーズ、学術の発展動向、社会からの要請等に配慮していると判断する。

5-5-① 教育の目的に照らして、講義、演習等の授業形態の組合せ・バランスが適切であり、それぞれの教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されているか。

造形芸術研究科では、研究指導教員又は研究指導補助教員による複数指導体制をとり、学生個々の研究実施計画及び研究指導計画書に沿った指導が中心となっている。実技、演習を中心に講義及び実験、調査を含め多様な授業形態をとった指導法となっている。

また、音楽芸術研究科では必修科目の実技、演習を中心に、講義等を含めた組合せとなっており、内容は個人レッスン、合奏指導等、多様な授業形態をとった指導法となっている。

学習指導法については、学生個々の研究テーマに合わせ研究指導教員、研究指導補助教員の複数体制で指導に当たり、また少人数による演習、講義が開講されている。

これらのことから、授業形態の組合せ・バランスが適切であり、教育内容に応じた適切な学習指導法が採用されていると判断する。

5-5-② 単位の実質化への配慮がなされているか。

学年暦によれば、1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含めて35週確保されており、各授業科目の授業を行う期間は、試験等の期間を除いて15週確保されていないが、平成26年度から試験等の期間を除いて15週確保されるよう改善されることが決定されている。また、事情によって開講できない場合を想定し、前・後期に補講期間が設けられている。

なお、各研究科とも実習室・練習室等は十分な室数ではないものの、学生に対し授業時間外使用を認め、学生個々の制作・練習に供している。

これらのことから、単位の实質化への配慮がなされていると判断する。

5-5-③ 適切なシラバスが作成され、活用されているか。

各研究科においてシラバスが編集され、配付されている。

シラバスには科目コード、科目名、単位数・学期、受講年次（対象）、授業区分、担当教員名、授業概要、授業計画・方法、履修上の留意点、成績評価の方法・基準、教科書・参考文献等の必要事項が記載されており、教員ごとに多少の精粗が見られるが全体的には統一されている。しかし、全学的なシラバス作成要領は作成されておらず、成績評価の基準の記載については不統一が認められるなど、改善の余地を残している。

これらのことから、改善の余地はあるものの、シラバスが作成され、活用されていると判断する。

5-5-④ 夜間において授業を実施している課程（夜間大学院や教育方法の特例）を置いている場合には、その課程に在籍する学生に配慮した適切な時間割の設定等がなされ、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑤ 通信教育を行う課程を置いている場合には、印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業、面接授業（スクーリングを含む。）若しくはメディアを利用して行う授業の実施方法が整備され、適切な指導が行われているか。

該当なし

5-5-⑥ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、研究指導、学位論文（特定課題研究の成果を含む。）に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われているか。

造形芸術研究科では、学生1人に対して、研究指導教員及び研究指導補助教員の2人の教員が担当する指導体制が整備され、年度始めの研究実施計画及び研究指導計画書に基づいて指導に当たっている。

音楽芸術研究科では、学位取得の要件である修士演奏（舞台芸術専攻、演奏芸術専攻）について必修科

目を通じて研究指導教員及び担当教員が各大学院学生に応じた指導を進めている。また、研究実施計画書の提出を義務付けることで修士演奏に向けての計画的な指導を進めている。修士論文（音楽学専修）・修士作品（作曲専修）については、必修科目の「演習」Ⅰ・Ⅱを通じた研究指導教員及び担当教員の指導と併せて、研究科他教員の指導が受けられる「課題研究」が選択科目として設定されている。

芸術文化学研究科では、各年度の始めに、在學生は研究実施計画書を、研究指導教員及び担当教員は研究指導計画書を提出している。必修科目として、研究指導教員及び担当教員による研究指導と併せて研究指導教員及び担当教員以外の教員からの指導を受けられる科目として「芸術表現総合比較研究Ⅰ」を設置している。また学位論文を提出する半年から1年前に予備申請を行わせ、研究科として研究の進展状況を審査することで、学位論文提出に向けての準備がより円滑に進むよう指導している。

これらのことから、大学院課程において、研究指導、学位論文等に係る指導の体制が整備され、適切な計画に基づいて指導が行われていると判断する。

5-6-① 学位授与方針が明確に定められているか。

大学院学則に基づき、各研究科の学位授与方針を定め、大学案内等で公表している。

このうち、造形芸術研究科では、「本研究科の教育課程において、専門分野における研究能力または、これに加えて将来自立して造形芸術分野の高度の専門的職業を担うための能力を修得し、所定の修了単位の取得と修士作品又は修士論文の審査及び試験の合格によって学位を授与します」という学位授与方針を定めている。同様に、音楽芸術研究科では「本研究科の教育課程において、専門分野における研究能力または、これに加えて将来自立して音楽芸術分野の高度の専門的職業を担うための能力を修得し、所定の修了単位の取得と修士演奏、修士作品又は修士論文の審査及び試験の合格によって学位を授与します」という学位授与方針を定めている。

さらに、芸術文化学研究科では、「研究指導を受け所定の単位を修得し、博士論文等の審査及び試験に合格した学生には、博士課程の修了を認定し、博士(芸術学)の学位が授与されます」と定め、かつ「比較芸術学研究領域・民族音楽学研究領域における博士論文、芸術表現研究領域における博士論文及び研究作品・研究演奏は、1) その専門分野において高度な研究内容であること、2) 独創的な研究であること、3) その研究が国際的にも貢献できること等の観点から審査します」と学位授与方針を定めている。

これらのことから、学位授与方針が明確に定められていると判断する。

5-6-② 成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、成績評価、単位認定が適切に実施されているか。

成績評価は、課題作品提出、筆記・実技試験、レポート及び授業への出席状況等を総合して優・良・可・不可の4種類の評語により、4段階の評価で行われている。また、総授業時間数の3分の1以上欠席した者は不合格となることとしている。

個別の授業科目の成績評価の方法については、教員ごとに記載に精粗があるものの、シラバスにおいて到達目標を明記している。

実技科目については、学生ごとに複数の教員が協議して成績評価、単位認定を行うこととなっている。これらの評価基準、評価方法は各研究科の履修案内、履修便覧によって周知を図っている。

なお、書面調査時点では、明文化された成績評価基準が確認されていなかったが、平成25年12月に明文化されており、「学習目標を十分に達成し、内容が優れている」場合に85～100点、「学習目標を概ね達成している」場合に70～84点、「学習目標を最低限度達成している」場合に60～69点、「学習目標を達成

していない」に59点以下とすると定めて、大学ウェブサイトにより学生への周知を図っている。

これらのことから、成績評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、成績評価、単位認定が適切に実施されていると判断する。

5-6-③ 成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられているか。

造形芸術研究科では、専門分野における研究成果が主に作品として提出されるため、評価に当たっては展示会場での複数教員による講評（口頭）と採点を基に、対象期間（一箇学期又は二箇学期）の活動状況を勘案しながら専修全教員による合議により成績評価を行っている。

音楽芸術研究科では、学内公開される専門実技試験の際に、各試験官の個別講評と採点結果を明示している。また、点数だけでなく講評用紙も試験を受けた学生に対して同時に配付し、具体的に点数の根拠が明確になるよう努めている。

なお、書面調査時点では、成績評価に関する明文化された異議申立て制度が確認されなかったが、平成25年12月には確認され、大学ウェブサイトにより学生への周知を図っている。

これらのことから、成績評価等の客観性、厳格性を担保するための組織的な措置が講じられていると判断する。

5-6-④ 専門職学位課程を除く大学院課程においては、学位授与方針に従って、学位論文に係る評価基準が組織として策定され、学生に周知されており、適切な審査体制の下で、修了認定が適切に実施されているか。

また、専門職学位課程においては、学位授与方針に従って、修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、その基準に従って、修了認定が適切に実施されているか。

大学院学則、学位規程によって、修士課程の修了認定については、造形芸術研究科においては修士論文又は修士作品を審査の対象とすること、また、音楽芸術研究科においては、舞台芸術専攻及び演奏芸術専攻については修士演奏と副論文を、音楽学専修については修士論文を、作曲専修については修士作品と副論文をそれぞれ審査の対象することを定め、履修案内においてそのことを学生に明示している。芸術文化学研究科においては、領域によって博士論文又は研究作品ないし研究演奏を審査の対象とすることが定められている。これらの基準は、書面調査時点では学生に周知されていることが確認されなかったが、内容上の不足を補って、平成25年12月から大学ウェブサイト等により学生に周知が図られている。

修士論文の評価基準は、造形芸術研究科では「研究テーマの学術的意義、内容の独創性、実証性、論理性、当該または関連分野に貢献できること等」、音楽芸術研究科では「論述の論理性・客観性、研究方法の実証性・独創性、研究史上有益な新たな知見の有無等」を評価基準にすると定めるとともに、修士作品及び修士演奏の評価基準は、以下のように定められている。

造形芸術研究科の修士作品：「修士課程を通じた研究の成果物であるため、審査基準は「(各専門) 研究Ⅱ」の基準に準ずる。」

音楽芸術研究科の修士演奏：「舞台芸術専攻における修士演奏では、伝統的技法の修得及び演奏、演技の完成度、表現力を審査基準とする。また、演奏芸術専攻における修士演奏では、演奏技術の完成度、様式感、音楽的表現力を審査基準とする。」

音楽芸術研究科の修士作品：「作曲専修における修士作品では、普遍性と独創性の有無とその完成度等を審査基準とする。」

芸術文化学研究科では、「比較芸術学研究領域・民族音楽学研究領域における博士論文、芸術表現研究領域における博士論文及び研究作品・研究演奏は、1) その専門分野において高度な研究内容であること、

2) 独創的な研究であること、3) その研究が国際的にも貢献できること等の観点から審査します。」と定められている。

審査においては、研究科委員会の下に主査1人、副査2人からなる審査委員会を設置し、審査委員に外部専門家を加えて審査することを必須としている。また、審査委員会による審査の終了後、約1か月間の閲覧期間を設け、その後の研究科委員会における投票によって学位取得の可否を決定している。

これらのことから、学位授与方針に従って、学位論文等に係る評価基準及び修了認定基準が組織として策定され、学生に周知されており、修了認定が適切に実施されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準5を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 音楽学部及び音楽芸術研究科において、学内公開される専門実技試験の際に、各試験官の個別講評と採点結果を明示し、客観性が担保されている。

【改善を要する点】

- 大学院課程の履修規程が整備されていない。

基準6 学習成果

- 6-1 教育の目的や養成しようとする人材像に照らして、学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、学習成果が上がっていること。
- 6-2 卒業（修了）後の進路状況等から判断して、学習成果が上がっていること。

【評価結果】

基準6を満たしている。

（評価結果の根拠・理由）

- 6-1-① 各学年や卒業（修了）時等において学生が身に付けるべき知識・技能・態度等について、単位修得、進級、卒業（修了）の状況、資格取得の状況等から、あるいは卒業（学位）論文等の内容・水準から判断して、学習成果が上がっているか。

学士課程、修士課程における「標準修業年限卒業（修了）率過去5年」の平均は、美術工芸学部 83.6%、音楽学部 83.8%であり、修士課程では造形芸術研究科 86.4%、音楽芸術研究科 87.2%である。

また、「標準年限×1.5 卒業（修了）率過去5年」の平均は、美術工芸学部 91.2%、音楽学部 89.4%、修士課程では造形芸術研究科 93.6%、音楽芸術研究科 93.8%である。

そのほか、後期博士課程の芸術文化学研究科では、標準修業年限×1.0 で平成 18 年度～22 年度入学者 10 人中 1 人が修了、×1.5 で平成 16 年度～20 年度入学者 10 人中 2 人が修了している。

学部卒業時の資格取得状況 5 年間平均は、教育職員免許状 50 人、学芸員資格 17 人である。

これらのことから、後期博士課程において修了率が低いことを除けば、学習成果が上がっていると判断する。

- 6-1-② 学習の達成度や満足度に関する学生からの意見聴取の結果等から判断して、学習成果が上がっているか。

平成 22 年度に、「学生満足度調査」を実施し、学生・大学院学生からのキャンパス生活全般に関する意見を聴取している。ここでは、教育課程や教科内容、施設や事務局対応、図書館の開館時間等について学生から率直な意見が出されている。総じていえば、教育内容についての満足度は高い。

また、平成 21 年度以来、半期ごとに授業評価アンケートを実施して、学生の学習の達成度や満足度について調査しており、平成 24 年度後期の授業評価アンケートによると、講義科目において「この授業によって知識や考え方が向上したか」の設問に対し 5 段階評価で回答した回答者の平均は、総合教育科目については 4.6、美術工芸学部の専門科目については 4.7、音楽学部の専門科目については 4.8、実技科目について「この授業に満足したか」の設問に対し 5 段階評価で回答した回答者の平均は、美術工芸学部では 4.6、音楽学部では 4.8 である。

美術工芸学部では、課題作品の提出に際して展覧会形式をとっており、会場で行う講評会では自らの作品について解説を含む自己評価を課している。また、専攻によっては、学年修了時に提出させたポートフォリオを基に、一年を総括する個人面談を設定して学習成果や満足度について聴取を行っている。

音楽学部では、一般公開される学内演奏会等で、学生自身による曲目解説をプログラムに掲載するほか、演奏会形式（公開）をとった実技試験等を課すことで本番を想定した演奏環境を設定している。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-① 就職や進学といった卒業（修了）後の進路の状況等の実績から判断して、学習成果が上がっているか。

学部卒業生、大学院修了生の卒業・修了後に進路に関する卒業・修了時点での調査によれば、平成 20 年度～24 年度までを平均すると、卒業（修了）生全体のうち、企業等に就職する者が学部では約 21%、大学院では約 30%、教員となる者が学部では約 5%、大学院では約 12%、進学する者が学部では約 28%、大学院では約 1%となっている。それ以外に、非正規職員やかなりの割合を占める就職準備中として報告されている者も、制作活動、演奏活動、実演活動に従事する者がほとんどである。また、教員となる者のほか、県内における芸術活動の指導者となっている者が多い。平成 22 年度の包括外部監査の結果に関する報告書によれば、「世界無形文化遺産『組踊』の若い伝承者の大半が県立芸大の出身者であるなど、芸大が輩出した人材が芸術文化の継承・振興・発展に係る活動に数多く関わっている」とされている。

これらのことから、学習成果が上がっていると判断する。

6-2-② 卒業（修了）生や、就職先等の関係者からの意見聴取の結果から判断して、学習成果が上がっているか。

卒業生を対象に平成 23 年度に実施した「沖縄県立芸術大学卒業生の就業状況及び社会貢献度に関する調査」では、「大学で学んだ内容の仕事上の有用性」の問いに対して回答者の 8 割強が現在の仕事上「専門分野で学んだ内容が役立っている」と回答している。

このことから、学習成果が上がっていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 6 を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 平成 22 年度の包括外部監査の結果に関する報告書によれば、「世界無形文化遺産「組踊」の若い伝承者の大半が県立芸大の出身者であるなど、芸大が輩出した人材が芸術文化の継承・振興・発展に係る活動に数多く関わっている」とされている。

基準 7 施設・設備及び学生支援

- 7-1 教育研究組織及び教育課程に対応した施設・設備等が整備され、有効に活用されていること。
7-2 学生への履修指導が適切に行われていること。また、学習、課外活動、生活や就職、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が適切に行われていること。

【評価結果】

基準 7 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

7-1-① 教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されているか。
また、施設・設備における耐震化、バリアフリー化、安全・防犯面について、それぞれ配慮がなされているか。

首里当蔵地区、首里崎山地区、首里金城地区の3つのキャンパスを有している。その校地面積は計 62,537 m²である。また、各地区の校舎等の施設面積は、計 26,687 m²であり、大学設置基準に定められた必要校地・校舎面積以上が確保されている。

首里崎山キャンパスについては、平成 23 年 4 月に新キャンパス用地 22,000 m²を確保して、デザイン・中央棟、工芸棟、彫刻棟が竣工し、懸案であった老朽建物（デザイン・彫刻棟、染織棟、陶芸棟）対策が設置者である沖縄県の緊急処置として実施された。これに伴い、美術工芸学部は2地区に分かれての配置となっており、美術工芸学部のうち 75%の学生は、午前の講義科目を首里当蔵キャンパスで受講したのち、シャトルバス等を利用して首里崎山キャンパスに移動しており、図書館、保健室等の利用に際しての不便が発生している。首里金城キャンパスには附属研究所が置かれている。

現在、昭和 56 年以前の建物はなく、建築基準法に基づく耐震基準を全ての建物で満たしている。

バリアフリー化に関しては、平成 22 年度に首里当蔵キャンパス音楽棟、一般教育棟にエレベーターを設置している。また、視覚障害の学生の受入に対応して、首里当蔵キャンパス内及び周囲歩道に点字ブロックを敷設している。

首里当蔵キャンパス、首里崎山キャンパスについては、24 時間体制で警備員を配置し学生の安全を確保している。首里金城キャンパスについては、附属研究所のみとなっていることから、機械警備及び巡回警備を行っている。また、ハブ対策については、ハブ捕獲器の設置、ハブ講演会の開催、草刈り清掃等の対策を実施しており安全の確保を図っている。

これらのことから、教育研究活動を展開する上で必要な施設・設備が整備され、有効に活用されており、また、耐震化、バリアフリー化、安全、防犯面への配慮がなされていると判断する。

7-1-② 教育研究活動を展開する上で必要な ICT 環境が整備され、有効に活用されているか。

学内 LAN が整備され教職員の通信に供されている。また、平成 23 年度後期より履修登録はウェブサイトによる登録となっている。

附属図書・芸術資料館では教員・学生ともに書籍の予約や ILL（図書館間相互貸借）申請、文献検索等がインターネットを通じて利用できるサービスを提供している。またこれらの使用方法について学内者向けの講習会を開催している。

インターネットの利用に関しては、教務学生課と就職支援室にパソコン端末を設置し、学生がインター

ネットを利用できるように便宜を図っている。また、全学教育センターのコンピュータ教室にはコンピュータ30台が設置されており、授業時間外の使用が可能となっているが、授業等に反映できるICT環境の整備は限定的なものとなっており、学生への通知等をオンラインシステムによって行うことができる環境にはない。

また、情報セキュリティポリシーは整備されていない。

これらのことから、ICT環境の整備は最低限のものにとどまり、有効には活用されているが、教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が十分に整備されていないと判断する。

7-1-③ 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

芸術大学の特徴として図書館と芸術資料館が併設され、教育研究に必要な資料が系統的に収集され分類整理され活用されている。また、図書館では平成23年度首里崎山キャンパス開設に伴い、ウェブサービスの充実を図っている。

附属図書・芸術資料館は、平成24年度末現在で図書（楽譜を含む）74,030冊、雑誌1,562種、視聴覚資料ビデオ、CD、LD等AV資料を備えている。沖縄及びアジア諸国の芸術関係図書を重点的に収集・保存し、利用に供する地域的性格を持つ図書館となっている。また、閲覧室には52席の座席を揃え、学生の閲覧・学習や一般県民の閲覧に供している。また、平成23年度より沖縄県内の各図書館とネットワークがつながり、書籍の相互的検索が可能となっている。

芸術資料館の収蔵品数は、平成24年度末現在、芸術資料で172件、卒業修了制作作品で122件あり、内訳は絵画、彫刻、陶磁器、染織、漆器、楽器、その他となっている。特別なコレクションとしては戦前期の沖縄の芸術に関する写真乾板である鎌倉芳太郎資料（国の重要文化財）、台湾先住民族の織布等を集めた岡村吉右衛門コレクション等がある。

図書館の開館時間は平日9時から20時で、土曜、日曜、祝祭日、大学が定める休業日その他館長が必要と認める日は休館日となっており、芸術資料館の開館時間は平日10時から17時となっている。平成22年度の「学生満足度調査」で開館時間の延長、土日の開館について学生からの要望がある。司書及び学芸員は、同職種を確保する安定した人事異動が見込めないことから、資格を持つ非常勤職員を採用している。

これらのことから、図書館が整備され、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されていると判断する。

7-1-④ 自主的学習環境が十分に整備され、効果的に利用されているか。

美術工芸学部では、専攻管理の下、学年ごとの教室、学習室又は工房、アトリエ及び資料室等を整備しており、時間外の自主的学習が可能となっている。課題以外の制作についてもこれらの学内施設が利用できる。工房は学部学生、大学院学生が共通利用できることとしている。

音楽学部では、音楽棟2階に音楽資料管理室を設置し、楽譜、CD類を収集して学生の自主的学習用に提供している。

造形芸術研究科、音楽芸術研究科、芸術文化学研究科では、各専攻・専修に院生研究室を設置し、大学院学生の自主的学習の環境を整えている。

附属図書・芸術資料館は、学生の自主的学習に利用され、視聴覚室では、所蔵する視聴覚芸術資料の閲覧ができるようになっている。

履修課程の特性から、大学構内専門施設での実技を伴う自主的学習は必要不可欠であるために、管理上

可能な限り教室等の開放を行っているが、「学生満足度調査」では、「練習室を増やしてほしい」という学生の要望が少なくなく、ピアノの調律、機材故障への対応の遅さ等の指摘も散見される状況にある。

これらのことから、一部の専門分野については、自主的学習環境の整備が十分に行われていないと判断する。

7-2-1① 授業科目、専門、専攻の選択の際のガイダンスが適切に実施されているか。

全学教育センターでは新入学生入学時に、総合教育科目、共通教育科目、共通基礎科目、教職科目、博物館学科目についてオリエンテーションを開催し登録ガイダンスを行っている。また、美術工芸学部及び造形芸術研究科では、学期始めに専攻・コース、専修、領域ごとに学年担任又は担当教員による学年別履修ガイダンスを実施している。

音楽学部、音楽芸術研究科、芸術文化科学研究科では、年度始めに全学生、大学院学生を集めて、オリエンテーションを実施し、当該学年の授業科目の選択等に関する指導を行っている。

このように、年度始めに、新入学生対象の登録ガイダンスが開かれるほか、学部、専攻・コース等においてオリエンテーション又はガイダンスが適切に実施されている。

これらのことから、ガイダンスが適切に実施されていると判断する。

7-2-1② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言、支援が適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への学習支援を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて学習支援が行われているか。

日常的な学習相談、助言等については、美術工芸学部では専攻学年担任、音楽学部では専門担当教員を中心に随時受け付けている。

学生の学習環境等に関するニーズの把握については、平成 22 年度に大学院学生も含む全学生を対象とした「学生満足度調査」を実施し、学生のニーズの把握に努めている。

音楽学部では平成 22 年度に視覚障害を有する学生を 1 人受け入れている。その支援方針については、大学学生委員会にて検討し、学習支援のために賃金職員を雇用し、教材の点字訳等学習の補佐を行っている。また、平成 24 年度には 2 つの専門教育科目について TA を付けて学習の補佐を行うほか、点字楽譜学習・作成ソフト、点字プリンタが配備されている。

海外の姉妹校等との間の留学生の派遣・受入については、国際交流委員会において対応している。平成 24 年度では、中国 2 人、台湾 2 人、ドイツ、ハンガリー、ペルー、ボリビア、ブラジル各 1 人、計 9 人の海外留学生が学んでいる。これらの学生の具体的な学習支援については、主に受入専攻・担任を中心に対応している。また、平成 17 年度後期よりチューター制度を導入し配置可能としている。

また、平成 23 年度設置の全学教育センターにおいては、留学生のための日本語講座を能力に応じて複数開設しており、平成 24 年度からはこれらを単位化することで支援体制を整えている。

これらのことから、学習支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-1③ 通信教育を行う課程を置いている場合には、そのための学習支援、教育相談が適切に行われているか。

該当なし

7-2-1④ 学生の部活動や自治会活動等の課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われているか。

サークル活動等の状況は必ずしも活発ではないが、施設設備の利用等の支援を行っている。

経済的支援については、平成 23 年度から、芸術振興財団支援の下に、学生課外活動（学生企画）助成事業の公募が行われており、平成 24 年度には、4 団体に対して五芸祭参加に係る費用を助成している。

また、芸大祭実行委員会に対しては、美術棟内に委員会のためのコーナーを提供するほか、開催時、準備、後片付け、期間中の巡回、職員の待機、県予算からの支援等を行っている。ガムランサークル 2 団体に対しては、音楽棟（ジャワガムラン）、附属研究所（バリガムラン）から教室の使用及び楽器の貸出を行っている。

これらのことから、課外活動が円滑に行われるよう支援が適切に行われていると判断する。

7-2-⑤ 生活支援等に関する学生のニーズが適切に把握されており、生活、健康、就職等進路、各種ハラスメント等に関する相談・助言体制が整備され、適切に行われているか。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等を適切に行うことのできる状況にあり、必要に応じて生活支援等が行われているか。

学生の日常的な相談は学年担任や専門担当教員が受け付けている。各種相談・問い合わせについての受付・対応方法については、学生便覧で周知を図っている。

健康面では、保健室・学生相談室を設けて保健師、学外カウンセラー及びカウンセリングアドバイザーを配置し、応急措置、健康相談、カウンセリングを受け付けている。保健師については月 16 日の勤務となっているが、1 人が 2 つのキャンパスを担当している状況にあり、十分に学生のニーズに対応していない。学外カウンセラーについては週 1 回（4 時間）の勤務となっている。近年、学生の相談内容が多様化、複雑化していることから、県の規程により 3 年任期（更新なし）の非常勤扱いとなっている現状の保健師及び学外カウンセラーの採用方法では、健康面に関する現実の学生ニーズに対応できない側面がある。

就職進路については、進路コーナーを設けるとともに、就職支援アドバイザーを配置することにより定期的に就職セミナーを開催している。

各種ハラスメントについては、定期的にハラスメント・アンケートを実施し、その集計結果を学長名で全学に公示して、実態把握、問題解決、意識啓発や教職員による学内相談員を設けて対応に当たっている。

留学生の生活支援相談には国際コーディネーター、留学生アドバイザー、受入専攻・担当教員が対応している。

また、特別な支援を行うことが必要と考えられる学生への生活支援等も必要に応じて行われている。

学生の生活環境等に関するニーズの把握については、平成 22 年度に大学院学生も含む全学生を対象とした「学生満足度調査」を実施し、学生のニーズの把握に努めている。

これらのことから、健康面の支援については不十分であるが、その他の生活支援等が適切に行われていると判断する。

7-2-⑥ 学生に対する経済面の援助が適切に行われているか。

授業料等の徴収に関する条例施行規則に基づき、学生への経済的支援として授業料、聴講料、受講料、入学考査料、入学料及び学位論文審査料の免除又は減額について必要な事項を定め実施している。平成 24 年度の実績は、入学料、授業料免除 40 件、同減額 54 件である。

また、奨学金制度は整備され、学生便覧、学内掲示板で周知を図っている。日本学生支援機構奨学金の平成 24 年度での利用実績は、学部学生 214 人、大学院学生 27 人であり、沖縄県立芸術大学芸術振興財団奨学金の過去 5 年間の平均年間利用者数は約 15 人である。そのほか、財団法人沖縄県国際交流・人材育成

沖縄県立芸術大学

財団奨学金等がある。

これらのことから、学生に対する経済面の援助が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準7を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 沖縄県立芸術大学芸術振興財団奨学金を過去5年間で年間平均約15人が利用している。

【改善を要する点】

- 教育研究活動を展開する上で必要なICT環境が十分に整備されていない。
- 情報セキュリティポリシーが整備されていない。
- 「学生満足度調査」では、「練習室を増やしてほしい」という学生の要望が少なくなく、ピアノの調律、機材故障への対応の遅さ等の指摘も散見される状況にあり、一部の専門分野については、自主的学習環境の整備が十分に行われていない。

基準 8 教育の内部質保証システム

- 8-1 教育の状況について点検・評価し、その結果に基づいて教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能していること。
- 8-2 教員、教育支援者及び教育補助者に対する研修等、教育の質の改善・向上を図るための取組が適切に行われ、機能していること。

【評価結果】

基準 8 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

8-1-① 教育の取組状況や大学の教育を通じて学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図るための体制が整備され、機能しているか。

平成 18 年度の大学機関別認証評価を受けて平成 19 年度に設置された外部評価指摘事項等改善委員会は、問題点を検証し学長へ提言を行い、学長の指示により、入学者受入方針や教育課程の編成・実施方針の策定、単位の実質化、授業評価アンケートの実施等の事案が整備されるとともに、FD委員会等が設置されている。また、平成 20 年度に設置された改革推進委員会は、平成 23 年 10 月に全学教育センターを発足させている。

平成 22 年 10 月に全学生を対象にした「学生満足度調査」を実施し、学生の多様なニーズの把握が行われている。FD委員会は、学生に対して、毎年度、前・後期 2 回の授業評価アンケートを実施し、その結果を取りまとめている。特に、授業の改善と充実を図ることを目的として、教員にフィードバック提出を求めるとともに、同アンケートにおいて学生から指摘・要望のあった事項については、その改善・対応を関係部署に求めている。学生はその結果を随時閲覧できるようになっている。

学習、教育の質の改善・向上を図るための継続的な体制は未整備であるが、認証評価を含む外部評価に対応するための様々な組織を設置して、そこで、具体的な調査、検討、改善方策が実施されている。

これらのことから、学生が身に付けた学習成果について自己点検・評価し、教育の質を保証するとともに、教育の質の改善・向上を図る活動は行われているものの、そのための継続的な体制は十分には整備されていないと判断する。

8-1-② 大学の構成員（学生及び教職員）の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的な継続的に適切な形で活かされているか。

学生からの授業に関する意見を聴取するため、年 2 回、授業評価アンケートが実施されている。その内容に関しては、授業評価アンケート実施部会で毎回検討している。アンケート結果は、フィードバックされ、教員は自己の教育内容を評価し、教育の質の向上を目指し、個々の授業科目ごとに、『フィードバック報告書』を作成し、聴取した意見への対応を科目別項目別に学生に周知を図っている。また、「授業改善研究チーム」が授業指針を策定している。

「学生満足度調査」では、自由記述において問題があった各部署、専攻、委員会に回答を求め具体的な改善を促している。

授業評価アンケートや満足度調査だけでなく、講義系、実技系の教員は、適宜面談を行っており、学生の意見を聴取し、教育の質の改善に活かしている。

授業評価アンケート、満足度調査アンケートのフィードバックにより、学生の授業評価や教員の自己の教育内容を評価する体制が整備されている。

これらのことから、大学の構成員の意見の聴取が行われており、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

平成 24 年 6 月、設置者は大学に対して、将来構想を示す沖縄県教育振興基本計画を策定した。学士課程教育の推進、大学院教育の強化、大学の教育研究の推進と基盤の強化、大学による社会貢献の推進等の項目に、5年後の数値目標を設定し、実行に向けた大学の取組の姿勢を問い、検証することになっている。また、ここで設置者は、首里崎山キャンパスへの段階的移転及び全学移転に向けた構想の策定、首里当蔵キャンパス、首里金城キャンパスの跡地利用という将来の方向を明確に提起している。

設置者は、平成 22 年度に、外部有識者で構成される沖縄県立芸術大学あり方検討委員会を設置し、平成 24 年 3 月にその提言がまとめられ、大学側に示されている。教育の質の向上についての提言に対し、あり方検討委員会提言事項審議委員会において審議し、提言に係る関係部署に、実効性ある計画を策定し、改革を推進するよう意見を集約させ改善策を求めた。検討結果は、平成 24 年 10 月の評議会において承認され、設置者に報告されている。大学は、改善の進捗状況を適宜検証することになっている。

これらのことから、学外関係者の意見が教育の質の改善・向上に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされていると判断する。

8-2-① ファカルティ・ディベロップメントが適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いているか。

新任教員に対しては、FD委員会の策定する新任教員研修が課せられ、また、複数教員との協議や助言の下に授業計画を立てて授業を行うなど各専攻で配慮されている。各専攻において教育課程の見直しが行われ授業の改善を図っている。

FD委員会は、授業評価実施部会を設けて、授業評価アンケートの実施と結果の集計、分析を行っており、改善が必要な場合には専攻に対して改善対応報告を依頼している。また、各教員に対しては、授業評価アンケートの担当科目に関する内容を通知し、それに対するフィードバック報告書の提出を依頼し、それを基に『フィードバック報告書』を作成し、聴取した意見への対応を科目別項目別に学生に周知を図っている。

これらのことから、FD活動が、適切に実施され、組織として教育の質の向上や授業の改善に結び付いていると判断する。

8-2-② 教育支援者や教育補助者に対し、教育活動の質の向上を図るための研修等、その資質の向上を図るための取組が適切に行われているか。

助手、教育補助嘱託員は、教育活動の後に時間を設け、自身の資質の向上のために制作、練習、研究を行っている。

音楽学部の専任教員を補助し単位認定に関与しない非常勤講師、非常勤演奏員、助手、教育補助嘱託員は、アンサンブルや伴奏等の準備・研究・練習のため、音楽棟及び音楽堂の教室や合奏室を使用することができ、教育活動の質の向上のために施設を効率的に活用している。

美術工芸学部の助手には、教授会の判断により、学部予算から研究費（消耗品・旅費）が配分されるほか、助手、教育補助嘱託員は研究、制作のため専攻施設の業務時間外使用が認められている。また、教育研究支援資金プロジェクトへの企画の参加を促し、体験、発表等を通じて教育者、研究者、作家、演奏家としての育成を図っている。

TAを採用し、修士課程教育の一貫として学部教育の補助を担当させている。指導教授は、TAが学部教育への参加を通じて、大学教育に必要な教育的知識、技術、態度を身に付けるよう配慮している。

これらのことから、教育支援者や教育補助者に対し、その資質の向上を図るための取組が適切に行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準8を満たしている。」と判断する。

【優れた点】

- 授業評価アンケートで聴取した意見への対応について、科目別及び項目別に学生に周知を図っている。

【改善を要する点】

- 学習、教育の質の改善・向上を図るための継続的な体制は未整備である。

基準 9 財務基盤及び管理運営

- 9-1 適切かつ安定した財務基盤を有し、収支に係る計画等が適切に策定・履行され、また、財務に係る監査等が適正に実施されていること。
- 9-2 管理運営体制及び事務組織が適切に整備され、機能していること。
- 9-3 大学の活動の総合的な状況に関する自己点検・評価が実施されているとともに、継続的に改善するための体制が整備され、機能していること。

【評価結果】

基準 9 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

9-1-① 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しているか。また、債務が過大ではないか。

沖縄県を設置者とする公立大学であり、当該大学の教育研究活動を適切かつ安定して展開するために必要な校地、校舎、設備、図書等の資産を固有財産として有しており、当該大学としての債務は存在しない。

このことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開できる資産を有しており、債務が過大ではないと判断する。

9-1-② 大学の目的に沿った教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されているか。

当該大学では、授業料等の学生納付金、その他の収入を確保するとともに、沖縄県一般会計の歳入歳出予算に計上され、経常的収入を確保している。

また、教員の学術的研究活動のために、主に日本学術振興会科学研究費補助金の獲得に努めている。

これらのことから、教育研究活動を適切かつ安定して展開するための、経常的収入が継続的に確保されていると判断する。

9-1-③ 大学の目的を達成するための活動の財務上の基礎として、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されているか。

県の予算編成方針に基づき、必要な経費を県の担当部局に要求している。配分された予算については、毎年度の沖縄県一般会計の歳入歳出予算の一部として、沖縄県議会において審議・議決を経て確定した後、地方自治法等関係法令に基づき県民に公表している。

また、当該大学では、前年度に学内において経常的な経費と新たな教育・研究活動経費等を算出し、県議会で調整後承認された予算は各所属長及び担当者に周知が図られ、さらに、教授会等において教員等への周知が図られている。

これらのことから、収支に係る計画等が適切に策定され、関係者に明示されていると判断する。

9-1-④ 収支の状況において、過大な支出超過となっていないか。

沖縄県一般会計の歳入歳出予算により措置がなされ、当該予算内で執行している。

このことから、収支の状況において、支出超過となっていないと判断する。

9-1-⑤ 大学の目的を達成するため、教育研究活動（必要な施設・設備の整備を含む。）に対し、適切な資源配分がなされているか。

予算配分に当たっては、沖縄県の予算編成方針により減少している中で、前年度実績と県シーリング枠を踏まえた予算編成方針を学長が各学部へ通知している。各学部で取りまとめられた所要額は教授会へ報告され、事務局で取りまとめた上で県への予算要求として提出されている。

さらに、プロジェクト型研究費として当該大学の社会貢献や将来展開の方向性を示唆する事業に対する支援を行っており、公募により提出された提案を審査委員会で審議し採択を決定している。

また、施設・設備に係る予算配分については、施設・設備等に係る中長期の予算方針は本学と県庁が連携して定め、設備更新は計画的に予算要求されている。

これらのことから、教育研究活動に対し、適切な資源配分がなされていると判断する。

9-1-⑥ 財務諸表等が適切に作成され、また、財務に係る監査等が適正に実施されているか。

大学独自の財務諸表は作成されていない。

なお、当該大学の収支を含む沖縄県一般会計の歳入歳出予算及び決算書は、地方自治法等関係法令に基づき、沖縄県議会の議を経て認定されている。

財務に関する会計監査については、地方自治法に基づき、毎年度、沖縄県の監査委員による監査を実施し、また、同法に基づく包括外部監査の対象となっている。

これらのことから、財務に係る監査等が適正に実施されていると判断する。

9-2-① 管理運営のための組織及び事務組織が、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

大学組織の管理・監督者として、学長を統括者とし、学部長、学生部長、研究科長、附属図書・芸術資料館長、附属研究所長及び事務局長を置いている。

最高の議決機関は、評議会であり、大学全体の運営に関する事項を審議している。また、部局長会を置き、全学的な立場から調整、評議会を含む重要会議の原案作成等を審議している。その下に、学部教授会、大学院に研究科委員会を置いている。大学諸規程により全学委員会、教授会と研究科委員会の下に各種委員会を置いている。施設管理体制に関しては、全学施設整備委員会に諮ることとしている。

事務組織としては、管理職として事務局長、総務課長、教務学生課長を置き、その下に、庶務、財務を所掌する総務課に7人（賃金職員等を除く）と教務事務一般を所掌する教務学生課に9人（賃金職員等を除く）の職員を置いている。

危機管理事項、緊急事態に際しては、速やかに部局長会が招集され、迅速な対応を関係部署に指示する体制がとられている。しかし、管理運営組織としては、その職務分担が不明確であり、危機管理マニュアルの策定、情報セキュリティ管理体制の構築が行われていないので、危機管理マニュアルの策定を含む危機管理体制と情報セキュリティ管理体制の構築が必要である。

これらのことから、情報セキュリティを含む危機管理のための体制の整備が必要であるが、事務組織が適切な規模と機能を持っていると判断する。

9-2-② 大学の構成員（教職員及び学生）、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されているか。

学生からの意見、要望等は「学生満足度調査」及び「ハラスメントアンケート」によって把握している。「学生満足度調査」の内容としては、施設・設備、図書館、教務関係、学生生活関係が、「ハラスメントアンケート」では、アカデミック・ハラスメント、セクシュアル・ハラスメントが含まれ、様々な意見、要望等が出されている。これらの意見、要望は、担当委員会で取りまとめられ、該当部署、専攻、教員にフィードバックされ改善が図られている。

「学生満足度調査」で把握された意見等が改善につながった事例としては、他大学との単位互換制度の導入やキャリア支援に関する窓口設置等がある。

「ハラスメントアンケート」では、構成員のほか、非常勤講師の意見も聴取されている。教員のニーズに関しては、教授会や各種委員会で意見収集する体制になっており、事務職員の意見は、各課長の下で集約されている。その他構成員の意見は、意見箱や学長メールを通じて意見聴取されている。

学外関係者の意見は、オープンキャンパス、公開講座、卒業制作展等の行事においてアンケートが実施され把握されている。

これらのことから、大学の構成員、その他学外関係者の管理運営に関する意見やニーズが把握され、適切な形で管理運営に反映されていると判断する。

9-2-③ 監事が置かれている場合には、監事が適切な役割を果たしているか。

該当なし

9-2-④ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

事務職員の資質の向上のため、県自治研修所の主催する研修を活用して、能力開発・向上に努めている。

同所の研修は、階層別研修（職員の各階層の職位ごとに必要とされる能力の開発を行う研修）と特別研修（多様な行政ニーズに対応する能力向上を図る研修）に区分され、平成24年度は11件の研修に延べ30人が参加している。

階層別研修は各階層における昇任等の時期に該当する職員を指名することにより実施され、特別研修は受講希望者の推薦により実施されている。

県自治研修所の主催する研修以外では、平成24年度は県、国及び公立大学協会の主催する7件の研修に延べ31人が参加している。

これらのことから、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われていると判断する。

9-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われているか。

平成18年度には、大学評価・学位授与機構による大学機関別認証評価を受けるために、自己点検・評価を実施し、自己評価書を作成している。認証評価を受けて設置された外部評価指摘事項等改善委員会が、評価報告書に基づき改善すべき事案について検討している。

大学評価委員会においては、教育研究活動、管理運営の全般について点検している。改善に向けた意見を集約し、委員長から学長に向けて提言が行われ、学長は関係する部署での検討を指示している。

美術工芸学部では、自己点検・評価に関する申し合わせ事項が策定され、年度末に報告書、申し送り事

項を学部長へ提出し、翌年度の改善に向けた取組を促すことにしている。

これらのことから、大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われていると判断する。

9-3-② 大学の活動の状況について、外部者（当該大学の教職員以外の者）による評価が行われているか。

平成18年度に大学評価・学位授与機構の認証評価を受けている。平成22年度に、外部有識者で構成される沖縄県立芸術大学あり方検討委員会を設置者が設置し、平成24年3月に設置者から現状の評価を含めてその提言が大学に示されている。

これらのことから、大学の活動の状況について、外部者による評価が行われていると判断する。

9-3-③ 評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われているか。

平成18年度の大学機関別認証評価を受け、外部評価指摘事項等改善委員会が立ち上がり、着実に改善に向けて機能している。また、大学評価委員会は、改善を急務とする事項に関して、学長に進言を行い関係部署に対応策を促している。その結果、平成22年度までに、学生による授業評価、入学者の受入方針、教育課程の編成・実施方針、単位上限制、FDの体制が整備されている。

また、平成24年3月に示された沖縄県立芸術大学あり方検討委員会提言を受けて、大学は、あり方検討委員会提言事項審議委員会を立ち上げ、平成24年11月、提言事項への各担当組織における取組の実施に向けて方針を示している。その結果、平成25年度においては、沖縄関連科目の充実、アートマネジメント科目の新設等を行った。

これらのことから、評価結果がフィードバックされ、改善のための取組が行われていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準9を満たしている。」と判断する。

基準 10 教育情報等の公表

10-1 大学の教育研究活動等についての情報が、適切に公表されることにより、説明責任が果たされていること。

【評価結果】

基準 10 を満たしている。

(評価結果の根拠・理由)

10-1-① 大学の目的（学士課程であれば学部、学科又は課程等ごと、大学院課程であれば研究科又は専攻等ごとを含む。）が、適切に公表されるとともに、構成員（教職員及び学生）に周知されているか。

学則に規定された大学及び各学部の目的、大学院学則に規定された大学院及び各研究科の目的は、大学ウェブサイト、学生便覧に掲載され、社会に広く公表されるとともに、構成員に周知を図っている。

このことから、大学の目的が、適切に公表されるとともに、構成員に周知されていると判断する。

10-1-② 入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されているか。

各学部・研究科について、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針は、大学ウェブサイトにより公表されているほか、大学案内、学生便覧、学生募集要項への記載・配付によっても周知を図っている。

このことから、入学者受入方針、教育課程の編成・実施方針及び学位授与方針が適切に公表、周知されていると判断する。

10-1-③ 教育研究活動等についての情報（学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項を含む。）が公表されているか。

学校教育法施行規則第 172 条の 2 に規定される事項は、書面調査時点では、公表が不十分であったが、平成 25 年 12 月に大学ウェブサイトを整備し、全ての事項が掲載されている。

その他の教育研究活動の具体的な情報は、大学広報誌『開鐘』、『沖縄県立芸術大学紀要』、研究所紀要『沖縄芸術の科学』、音楽学専攻研究誌『ムーサ』に掲載、配布され、広く公表されている。

これらのことから、教育研究活動等についての情報が公表されていると判断する。

以上の内容を総合し、「基準 10 を満たしている。」と判断する。

< 参 考 >

i 現況及び特徴（対象大学から提出された自己評価書から転載）

1 現況

- (1) 大学名 沖縄県立芸術大学
- (2) 所在地 沖縄県那覇市首里当蔵町
- (3) 学部等の構成
 学部：美術工芸学部、音楽学部
 研究科：造形芸術研究科、音楽芸術研究科、
 芸術文化学研究科
 附属研究所：附属研究所
 関連施設：附属図書・芸術資料館、奏楽堂
- (4) 学生数及び教員数（平成25年5月1日現在）
- | | |
|------------|------|
| 学生数：美術工芸学部 | 289名 |
| 音楽学部 | 174名 |
| 大学院 | 77名 |
| 教員数： | 75名 |

2 特徴

沖縄はアジア大陸の東にあって、弧状に連なる日本列島の南西端に位置し、亜熱帯気候に属する大小 160 の島々からなる島嶼県である。かつては琉球王国として貿易で栄えた独立国であった。その歴史と風土が育んだ地域文化の個性の美は、世界遺産に登録された遺跡群や、人々の生活とともに今に受け継がれている芸能や工芸などに見ることができる。

沖縄県立芸術大学創設の端初は、戦後、米国の施政権下に置かれていた沖縄が、昭和 47 年に日本復帰を果たし、国と県が復帰後の緊急施策として本土との格差は正に取り組むなか、時の知事の芸術大学設置表明によって開かれる。県は知事の表明を受けて、国が策定する第2次沖縄振興開発計画に芸術系高等教育機関の設置を盛り込み、芸術大学の基本を成す美術・音楽芸術の教育研究に、沖縄の伝統工芸・芸能芸術分野を取り入れた特色ある地域大学創りを骨子とする「沖縄県立芸術大学設置の基本的考え方」をまとめた。設置準備はこの方針に沿って進められ、昭和 61 年4月沖縄県立芸術大学が開学する運びとなった。

開学に先だち策定された「建学の理念」には、本学を建学する基本的な精神として「沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追求することにある」との創設の思いがうたわれている。

大学の教育課程整備は、昭和 61 年美術工芸学部と附属研究所の設置から始まり、平成2年音楽学部、平成5年造形芸術研究科、平成6年音楽芸術研究科、平成7年

芸術文化学研究科（博士課程）と年次的に進められ現在に至っている。この間、美術工芸学部には芸術学専攻を増設、また既設の音楽学部邦楽専攻名を实体に即して「琉球芸能専攻」と改め、それに伴い、同専攻内コース名を「琉球古典音楽コース」、「琉球舞踊組踊コース」と改称、美術工芸学部工芸専攻内には懸案だった漆芸部門の開設、博士課程には芸術表現領域の開設など、日々「建学の理念」の具現化に努めている。

本学の組織機構は、美術・工芸及び音楽の教育研究を行う2学部、主として伝統芸術文化の研究並びに普及を行う附属研究所の三者で構成され、教員はいずれかの教授会に所属するとともに大学院を兼務している。また、近年、両学部・研究所の教員兼務による全学教育センターが設置され、専門教育活動と連携しながら教養教育・資格課程教育を実施している。

本学は国公立で4校目の芸術大学（四年制）として誕生した。学士課程総収容定員は420人と国公立芸術大学の中では最小規模であるが、専門教育教員1人当たりの学生数は6.9人、大学院を含む学生1人当たりの校舎面積は59㎡と充実した教育環境を誇っている。

大学キャンパスは、首里城をはじめ王朝時代の遺跡が数々残る古都首里の3地区に分かれて整備されており、ふだん学生は文化遺産を間近に見ながら学園生活を送っている。首里城に臨む当蔵キャンパスには、芸術大学の特徴的な施設として芸術資料館及び奏楽堂が整備され、芸術資料の収集・展覧会・演奏会活動が行われ一般に公開されているほか、本学の蓄積された芸術的資産、能力を社会に還元することが県立大学の責務として学部、附属研究所による公開講座の開設など地域貢献活動が行われている。

近年重要課題となっている大学間連携では、五芸大（東京芸術大学・京都市立芸術大学・金沢美術工芸大学・愛知県立芸術大学・沖縄県立芸術大学）の一員として連携を図っているほか、女子美術大学とは教育・学術交流協定を締結。海外では、ヨーロッパ及びアジアの7カ国・地域、10校と国際交流協定が結ばれ、留学生の相互受入、交流展の開催などが行われている。特に、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心に位置する芸術大学として、汎アジア的広がりを視野に入れた大学間交流が図られている。

ii 目的（対象大学から提出された自己評価書から転載）

沖縄県立芸術大学は昭和61年4月に開学した。開学に先だって昭和58年に「建学の理念」と「設置の基本構想」が策定された。設置の基本構想は、建学の理念を具体化し、目標として掲げたものである。また、学則にある大学、学部、大学院、研究科の目的の条文も建学の理念に則って策定されている。

なお、「建学の理念」の具現化に向けた取組は現在も続けられており、「建学の理念」は本学の健全な発展に向けた重要な指針となっている。

【建学の理念】

- 日本文化の中における沖縄の地域文化の特性と伝統は、極めて特徴的であり、文化伝統の源流を探り、文化生成の普遍性を究めるために不可欠の内容を持つものである。わけても沖縄固有の風土によって培われた個性的な芸術文化の継承と創造の問題は、日本文化としてはもちろんのこと、沖縄県にとっても重要な課題であるといわざるを得ない。そして、それらを担う人材の育成もまた長い未来への架橋として重要なことである。
- 県立芸術大学を建学する基本的な精神は、沖縄文化が造りあげてきた個性の美と人類普遍の美を追究することにあるが、そのためには、地域文化の個性を明らかにし、その中に占める美術・工芸、音楽・芸能等さまざまな伝統芸術の問題に積極的かつ具体的に取り組み、その特性を生かすことでなければならない。このことは、日本文化の内容をより豊かにするとともに、ひいては、国際的な芸術的文化活動にも寄与するものと信ずる。
- 我が国の最南に位置する県立芸術大学は、東アジア、東南アジアを軸とした太平洋文化圏の中心として、それらの地域における多様な芸術文化の実態と、地域文化伝統の個性とのかかわりを明らかにし、その広がりを探究し、汎アジア的芸術文化に特色をおいたユニークな研究教育機関にしたい。

【基本構想】

- 1 県立芸術大学は、建学の理念に基づき、伝統芸術文化の地域個性を明らかにすると同時に、アジア地域における芸術文化とのかかわりを教育・研究の特色とし、これらを通して伝統芸術の継承と新たな芸術の創造に資するとともに、時代の要請にも対応できる新しい大学像を求める。
- 2 県立芸術大学の組織機構については、美術・工芸及び音楽の教育研究を行う2学部と、主として伝統芸術文化の研究並びに普及を行う附属研究所の三者で構成し、これらの組織の密接な関係の下に、総合性、柔軟性及び国際性をもつ開かれた大学を指向する。
- 3 学術研究については、特に沖縄を中心とした南島文化の多様な実態と伝統芸術文化の個性を明らかにするとともに、汎アジア的な広がりにおける東洋芸術文化の研究を行い、それらを通して芸術文化の国際交流を推進していく。
- 4 教育については、地域における伝統芸術の文化の継承と発展に重点を置き、積極的に学外実習を導入した技術教育と芸術教育を行うとともに、芸術の普遍性を見地から哲学的、美学的な基礎理論を重視した知識教育を併せて行うことによって、芸術文化に対する深い理解をもち、創造力豊かで将来社会における幅広い実践活動に役立ち得るような人材の育成を図る。
- 5 附属研究所については、地域社会との関連に重点をおき、伝統芸術及びその関連分野の研究を行い、これらを通じて伝統芸術に係る後継者の指導育成を図るとともに、伝統芸術を基調とした芸術文化の創造発展に寄与せしめる。また、研究成果については広く社会に公開するとともに、普及講座及び移動大学等の運営を図る。
- 6 入学者の選抜方法については、創意工夫を行い、外国人学生についても配慮する。また、高等学校における芸術課程との関係を密にする。

【大学の目的】

沖縄県立芸術大学は、広く教養を培い、深く専門芸術の技術、理論及び歴史を教授研究して、人間性と芸術的創造力及び応用力を育成し、もって伝統芸術文化と世界の芸術文化の向上発展に寄与することを目的とする。

【学部】

- 美術工芸学部は、伝統芸術文化の継承と創造的芸術の表現を専門的かつ横断的に教授研究して、優れた芸術家をはじめとする社会的に活躍できる人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。
- 音楽学部は、音楽・芸能に関する専門的技術および諸理論を教授研究して、音楽・芸能の専門分野における知識、技術、表現力、及び他者との協働により社会に対して汎用化できる能力を備えた人材を育成し、もって幅広い芸術文化の発展に貢献することを目的とする。

【大学院】

沖縄県立芸術大学大学院は、建学の理念に則り、高度な芸術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて芸術文化の創造及び発展に寄与することを目的とする。

【研究科】

- 造形芸術研究科は、造形芸術分野における深い学識の涵養及び専門的な能力の教授研究により、社会における芸術活動に貢献し得る卓越した人材を育成し、もって造形芸術の発展に寄与することを目的とする。
- 音楽芸術研究科は、音楽芸術分野における深い学識と専門的な研究能力を培い、社会において高度に専門的な職業を担うことのできる人材を育成し、もって音楽芸術の発展に寄与することを目的とする。
- 芸術文化学研究科は、実技との結びつきを重視した芸術文化に関する高度な理論と応用の教授研究により、芸術文化についての豊かな見識及び自立して研究活動を行うに必要な高度の能力を有する研究者を養成し、もって芸術文化の発展に寄与することを目的とする。

【附属研究所】

- 研究所は、地域伝統芸術（以下「伝統芸術」という。）及びその関連分野の研究・調査を行い、伝統芸術の特色を解明するとともに、これを通して、伝統芸術の後継者の育成指導を図り、伝統芸術を基調とする芸術文化の創造と発展に寄与することを目的とする。